

<パブリックコメント>

横瀬町 高齢者福祉計画・介護保険事業計画
《第8期（令和3年度～5年度）》

令和3年1月

横 瀬 町

(町長あいさつ文)

目次

第1章 計画の概要..... - 1 -

1. 計画の背景と趣旨.....	- 1 -
2. 計画の性格と位置付け.....	- 2 -
(1)法令等の根拠.....	- 2 -
(2)関連計画との位置付け.....	- 2 -
3. 計画の基本理念.....	- 4 -
4. 基本目標.....	- 5 -
5. 計画の期間.....	- 6 -
6. 計画の策定及び点検体制.....	- 6 -
(1)策定委員会の設置.....	- 6 -
(2)アンケート調査等の実施.....	- 6 -
(3)計画の進捗管理と評価・点検.....	- 6 -

第2章 高齢者等の状況..... - 9 -

1. 人口等の状況.....	- 9 -
(1)総人口の推移及び将来推計（データは仮）.....	- 9 -
(2)高齢者人口及び高齢化率の推移及び将来推計（〃仮）.....	- 10 -
(3)世帯の推計と将来推計.....	- 11 -
2. 要支援・要介護認定者の状況.....	- 12 -
3. 認知症高齢者の状況.....	- 13 -
3. アンケート調査結果の概要.....	- 14 -
(1)調査の概要.....	- 14 -
(2)世帯構成.....	- 15 -
(3)介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果の概要.....	- 16 -
(4)在宅介護実態調査結果の概要.....	- 19 -
4. 介護保険サービス等の状況.....	- 22 -
(1)居宅サービスの利用者数・給付費の状況.....	- 22 -
(2)施設サービスの利用者数・給付費の状況.....	- 24 -
(3)地域密着型サービスの利用者数・給付費の状況.....	- 24 -

第3章 介護・福祉施策の推進 - 29 -

基本目標1 健康で生き生きと暮らすために.....	- 29 -
施策1-1. 地域支援事業の推進	- 29 -
施策1-2. 健康づくり支援.....	- 35 -
基本目標2 安心して介護が受けられるために.....	- 38 -
施策2-1. 介護サービス適正化の取り組み	- 38 -
施策2-2. 介護に関するあらゆる負担の軽減	- 42 -
基本目標3 住み慣れた地域で暮らしていくために	- 44 -
施策3-1. 地域包括ケアシステムの推進.....	- 44 -
施策3-2. 認知症支援策の推進	- 48 -
基本目標4 安全・快適な暮らしのために.....	- 52 -
施策4-1. 情報提供の充実	- 52 -
施策4-2. 安全・安心な生活環境の整備	- 53 -
施策4-3. その他の高齢者福祉施策.....	- 58 -
基本目標5 社会の一員として生きがいある暮らしのために.....	- 59 -
施策5-1. 社会参加の促進	- 59 -
施策5-2. 生涯学習、地域活動の促進.....	- 60 -
施策5-3. 地域社会の理解の促進.....	- 60 -

第4章 事業量及び給付費 - 63 -

1. 介護保険サービス事業量の推計.....	- 63 -
(1)居宅サービス.....	- 63 -
(2)地域密着型サービス	- 77 -
(3)施設サービス	- 84 -
2. 介護保険給付費推計.....	- 87 -
3. 介護保険財政の仕組み.....	- 91 -
4. 第8期介護保険料の見込み	- 92 -

資料編 - 97 -

1. 横瀬町保健福祉審議会設置要綱.....	- 97 -
2. 横瀬町保健福祉審議会委員名簿.....	- 97 -
3. 策定経過	- 97 -
4. 用語解説.....	- 97 -

第1章

計画の概要

第1章 計画の概要

1. 計画の背景と趣旨

わが国の高齢化は世界に例のない速さで進行しており、少子化や核家族化による高齢者のみの世帯やひとり暮らし高齢者の増加など、高齢者を取り巻く環境も大きく変化してきています。

本町においても、2020年時点の高齢化率は34.8%と高齢者の割合が3人に1人を超え、また国立社会保障・人口問題研究所の推計によると2040年には46.0%に達するなど、今後の高齢化の進行も見込まれています。

介護保険制度は平成12年の開始以降、わが国の高齢社会における介護問題を解決する制度として定着してきました。

第3期計画では、要介護状態になる前の段階から継続的・効果的な介護予防サービスを推進する「予防重視型システム」を推進、第5期計画からは、「介護」・「予防」・「医療」・「生活支援」・「住まい」の5つのサービスを一体的に提供し、高齢者一人ひとりの状態に応じて、地域の様々な支援・サービスを活用しながら、住み慣れた家庭・地域で安心して暮らせる環境づくりの充実に取り組む地域包括ケアシステムを重視した高齢者施策を推進してきました。

また、第7期計画では、地域住民と行政などが協働し、公的な体制による支援とあいまって、地域や個人が抱える生活課題を解決していくことができるよう、「我が事・丸ごと」の「地域共生社会」の理念が示され、本町においても、「横瀬町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を主体に、適切な介護サービス及び地域支援事業を提供し、高齢者が可能な限り健康で自立した生活ができるよう、様々な課題に取り組んできました。

こうした状況の中、第8期計画の策定にあたっては、団塊の世代が75歳以上となる2025年や、その先のいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年に向け、総人口・現役世代人口が減少する中で、高齢者人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上の人口が急速に増加することが見込まれており、地域包括ケアシステムのさらなる充実と維持に向けた検討が求められています。

また、地域共生社会の実現に向けて、地域において住民が抱える課題が多様で複合的なことを踏まえながら、相談・情報提供の体制を整備しながら地域ぐるみでの課題解決につながる取り組みを推進することが求められています。

加えて、第7期計画の計画期間中に発生した、大規模な自然災害や感染症の流行等を踏まえ、誰もが安心して生活できる地域づくりに向け、地域における様々な主体の連携体制の強化が重要となっています。

以上のことから、本計画は2025・2040年を見据えたサービス基盤・人的基盤の整備、地域共生社会の実現、介護予防・健康づくり施策の充実・推進、総合的な認知症施策の推進等に向けた計画として『横瀬町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第8期）』を策定するものです。

2. 計画の性格と位置付け

(1) 法令等の根拠

本計画は、老人福祉法第 20 条の8第1項の規定に基づく老人福祉計画と、介護保険法第 117 条第1項の規定に基づく介護保険事業計画を一体的に策定するもので、高齢者福祉施策を総合的かつ計画的に進めるための基本方針を明らかにするものです。

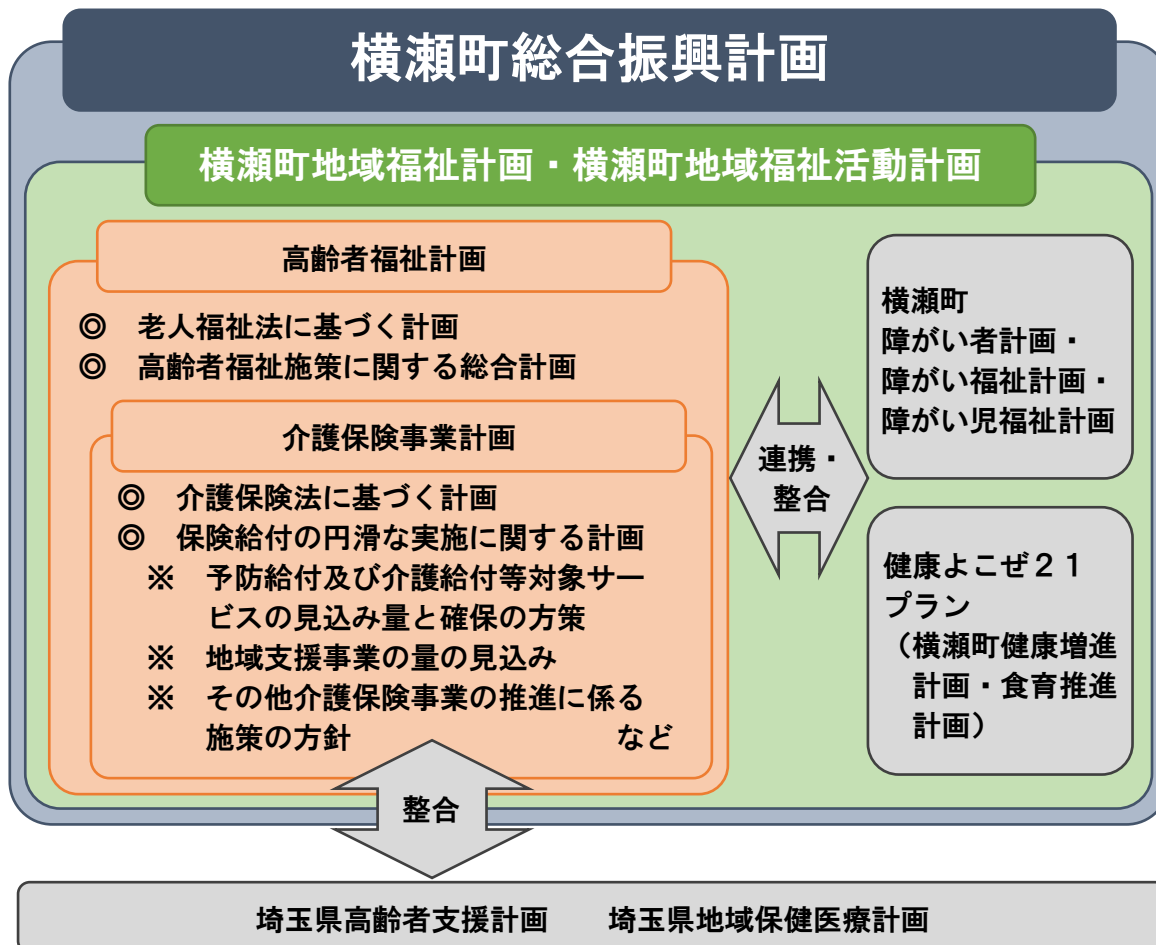
なお、両計画は、密接な関連性を持つことから一体のものとして定めることとされています。

(2) 関連計画との位置付け

本計画は、本町の高齢者福祉に関する総合的計画として、本町の特性を踏まえるとともに、上位計画である「横瀬町総合振興計画」と整合性を図り策定するものです。

また、本町の横瀬町地域福祉計画・横瀬町地域福祉活動計画をはじめ、横瀬町障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画、健康よこぜ 21 プラン等の関連計画と関係性を保持するものとします。

さらに、埼玉県の高齢者支援計画(第8期)、埼玉県地域保健医療計画(第7次)との整合性を図ります。



(2-1) 総合振興計画との整合

第6次横瀬町総合振興計画基本構想(2020年～2027年)においては、目指すべき将来ビジョン「日本一住みよい町、日本一誇れる町」の実現に向け、7つの柱が定められています。このうち、高齢者福祉の分野については2の柱「健康づくり」に位置づけられており、目指すべき姿が「超高齢化社会、人生100年時代を見据えた予防と福祉を充実させ、高齢者や障がいのある方にも優しい、全ての人が健康に暮らせる町をつくります。」と定められています。

本計画は、総合振興計画基本構想における「将来像」及び基本計画(2020年～2023年)における、「取り組む主な施策」を踏まえながら、これらの推進に向けた個別計画として策定します。

■総合振興計画における7つの柱



3. 計画の基本理念

誰もが安らぎとぬくもりに包まれて暮らすまち

本町では、「誰もが安らぎとぬくもりに包まれて暮らすまち」を基本理念に掲げ、高齢者福祉施策や介護保険サービスを展開してきました。

国においては、第8期計画の策定にあたって、「地域共生社会の実現と2040年への備え」を最重要課題として位置づけており、この実現に向けて「介護予防・地域づくりの推進」「地域包括ケアシステムの推進」「介護現場の革新」の3本柱で取り組む方針を示しています。

本町においても、誰もが住み慣れた地域で安心して生活ができる「地域共生社会」の実現を目指すためには、第7期計画までの取り組みを評価・検証しながら一層推進していくことが必要だと考えられることから、第8期計画においてもこれまでの基本理念を踏襲し、「誰もが安らぎとぬくもりに包まれて暮らすまち」とします。

今後、余白の大きい部分については、イラスト等を挿入します。

4. 基本目標

計画の基本理念の実現に向け、次の5つの基本目標を設定します

【基本目標1】健康で生き生きと暮らすために

高齢者一人ひとりが、健康で生き生きと住み慣れた地域で暮らしていけるよう、包括的な支援が身近な地域で受けられるような体制づくりを目指します。

【基本目標2】安心して介護が受けられるために

介護が必要な状況になった方が、自らの意思でサービスを選択し、尊厳をもって生活ができるよう、介護保険の各種サービスの充実を図ります。

また、保険者である町は、利用者が安心してサービスを受けることができるよう、家族の負担軽減及び相談支援を充実します。

【基本目標3】住み慣れた地域で暮らしていくために

自助・共助・公助の考え方にに基づき、地域全体で高齢者を支える医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスの適切な組み合わせによる地域包括ケアシステムを推進します。

【基本目標4】安全・快適な暮らしのために

高齢者が尊厳を保ちながら生活を送ることができ、家族も安心して社会生活を営むことができるよう、保健・医療・福祉の関係機関や地域住民等も含めた総合的な対策を進めます。

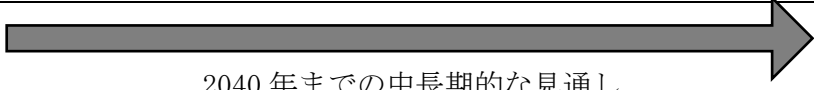
【基本目標5】社会の一員としての生きがいある暮らしのために

高齢者の多様性や自発性を十分に尊重しながら、様々な活動(スポーツ・地域貢献・就業等)に参加できる機会を充実するとともに、地域づくりの担い手としても活躍できるよう支援します。

5. 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度の3年間とします。

また、将来推計・施策の検討においては、2025年及び2040年を見据えた中長期的な視点をもって策定を行いましたが、今後の法制度の改正や社会情勢等に応じて随時改善に向けた見直しを行うこととします。

年度	H30-R 2	R 3-R 5	R 6-R 8	R 9-R 11	...	R 22
	2018-2020	2021-2023	2024-2026	2027-2029	...	2040
	第7期	第8期 (本計画)	第9期	第10期	...	
						
	2040年までの中長期的な見通し					

6. 計画の策定及び点検体制

(1) 策定委員会の設置

計画の策定にあたり、被保険者代表、保健・医療・福祉関係者、学識経験者等によって構成する「横瀬町保健福祉審議会」を設置し、検討・審議を行いました。

(2) アンケート調査等の実施

計画の策定にあたり、高齢者の生活実態や健康状態、高齢者が抱える生活課題及び介護保険や福祉サービスに関するニーズなどを把握するため、令和元年2月に「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施しました。

また、要支援・要介護認定を受け、居宅で暮らしている人およびその介護をしている人から、家族介護の実態、施設入所の検討状況、家族介護者就労状況等を把握するための「在宅介護実態調査」を実施しました。

本計画の策定にあたっては、パブリックコメント制度に基づき、広く町民の方から本計画に関する意見をお伺いしました。

(3) 計画の進捗管理と評価・点検

計画の進行・管理については、年度毎に実施事業の達成状況を把握し、PDCAサイクルによる適切な進行管理を行うとともに、計画値の達成状況等について定量的な評価を行います。

また、評価結果については、埼玉県に報告するとともに、町のホームページ等で広く一般に公表することで透明性を確保します。

第2章

高齢者等の状況

第2章 高齢者等の状況

1. 人口等の状況

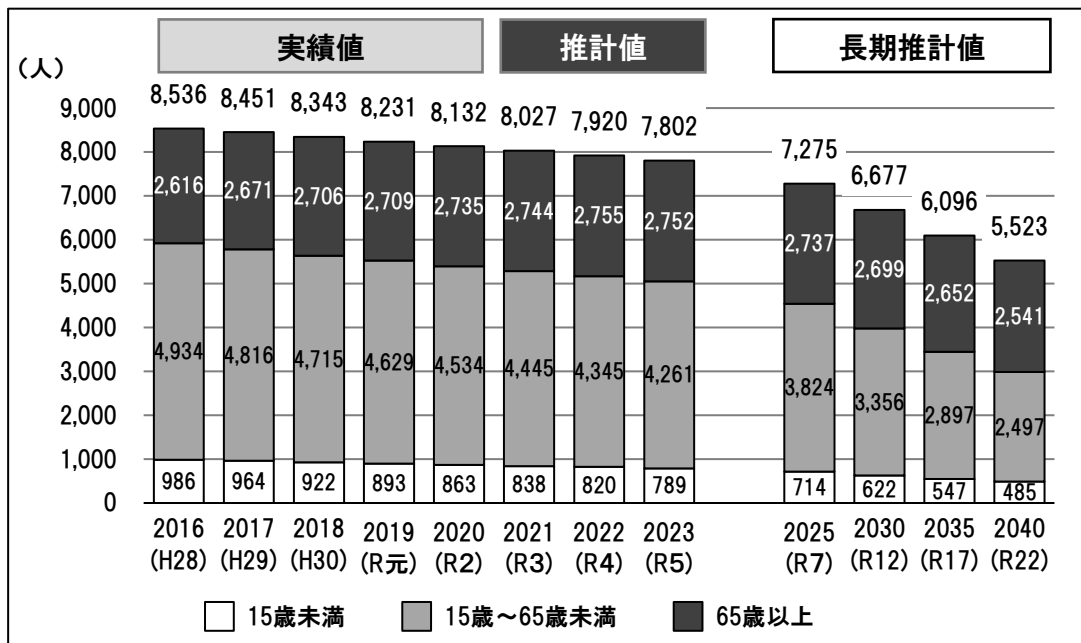
(1) 総人口の推移及び将来推計

本町の総人口の推移は減少傾向にあり、令和2年10月現在 8,132 人となっています。

令和3年から令和5年までの人口は、平成28年から令和2年までの住民基本台帳を基に推計しています。総人口は今後も減少傾向が続き、令和5年には 7,802 人になると推計されています。

令和7年以降については、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると総人口・高齢者人口ともに減少するとみられており、令和22年の総人口は 5,523 人と推計されています。

○ 総人口の推移及び将来推計



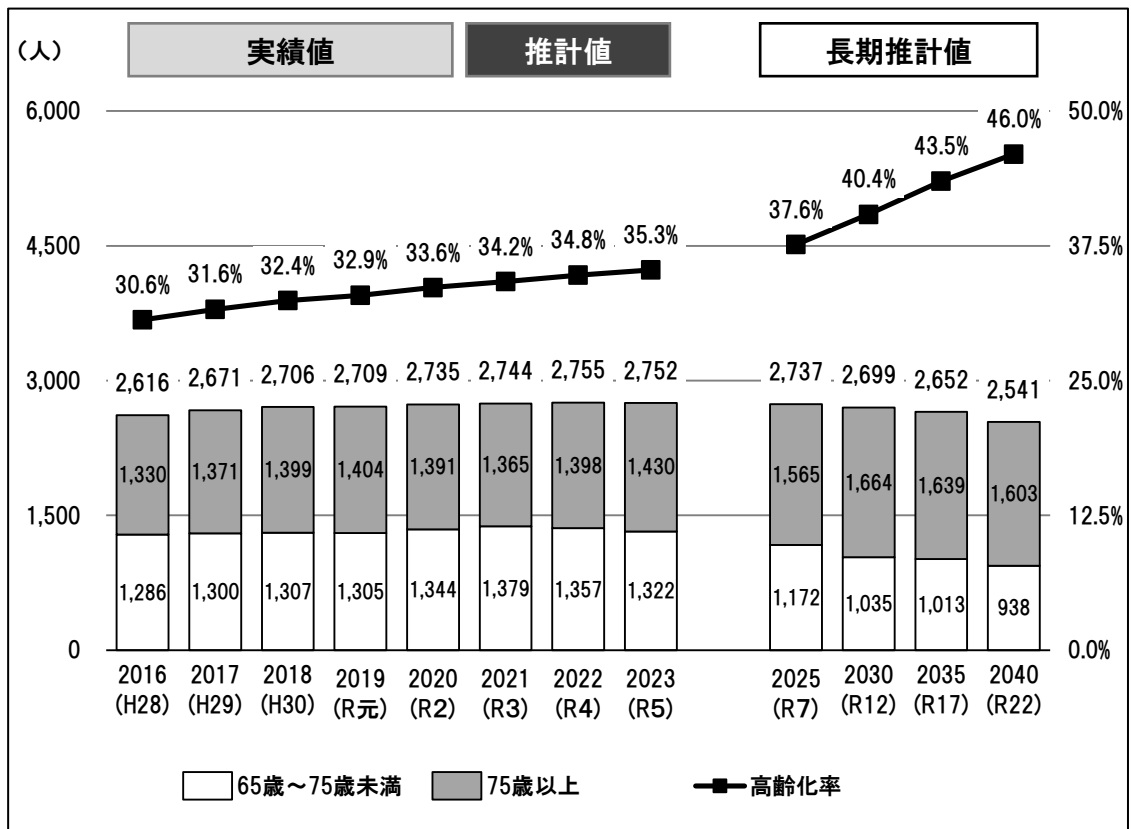
資料：令和2年までは住民基本台帳（各年10月1日現在）
 令和3～5年までは住民基本台帳による推計人口値
 令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所による推計人口値

(2) 高齢者人口及び高齢化率の推移及び将来推計

本町の高齢者人口は増加傾向にあり、令和2年10月現在 2,735 人となっています。今後、高齢者数は令和4年頃をピークに減少に転じるとみられている一方、75歳以上の後期高齢者人口はその後も増加を続け、令和12年頃がピークになるとみられています。

高齢化率についても同様に、令和2年10月現在 33.6%となっています。今後も増加傾向が続くとみられており、令和22年には 46.0%になると推計されています。

○ 高齢者人口及び高齢化率の推移及び将来推計



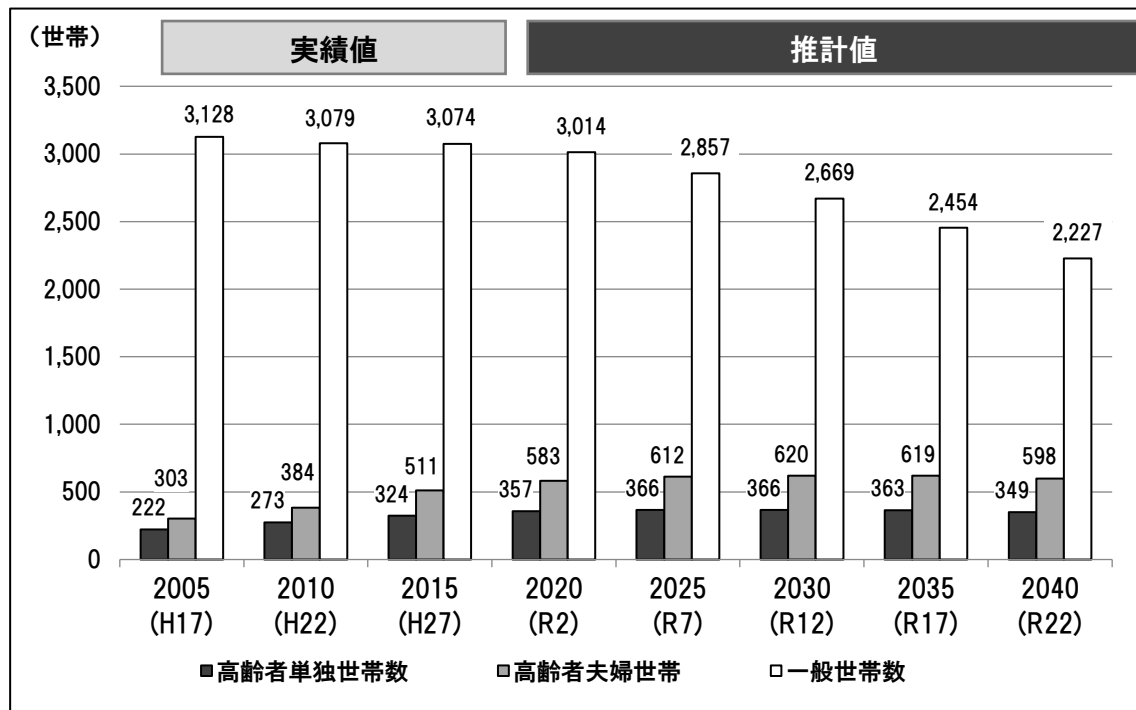
資料：令和2年までは住民基本台帳（各年10月1日現在）
 令和3～5年までは住民基本台帳による推計人口値
 令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所による推計人口値

(3) 世帯の推計と将来推計

本町の一般世帯の推移は、緩やかに減少しており、平成 27 年には 3,074 世帯となっています。一方、平成 27 年には高齢者単独世帯は 324 世帯、高齢者夫婦世帯は 511 世帯と増加し続け、一般世帯に占める割合が高くなっています。

将来推計ではさらに増え続け、高齢者単独世帯は令和7年から 12 年のピークで 366 世帯、高齢者夫婦世帯は令和 12 年のピークで 620 世帯と見込まれています。

○ 世帯の推計と将来推計



資料：平成 27 年までは国勢調査
令和 2 年以降は、1 世帯当たり人口の推移及び将来人口を基に町独自で推計

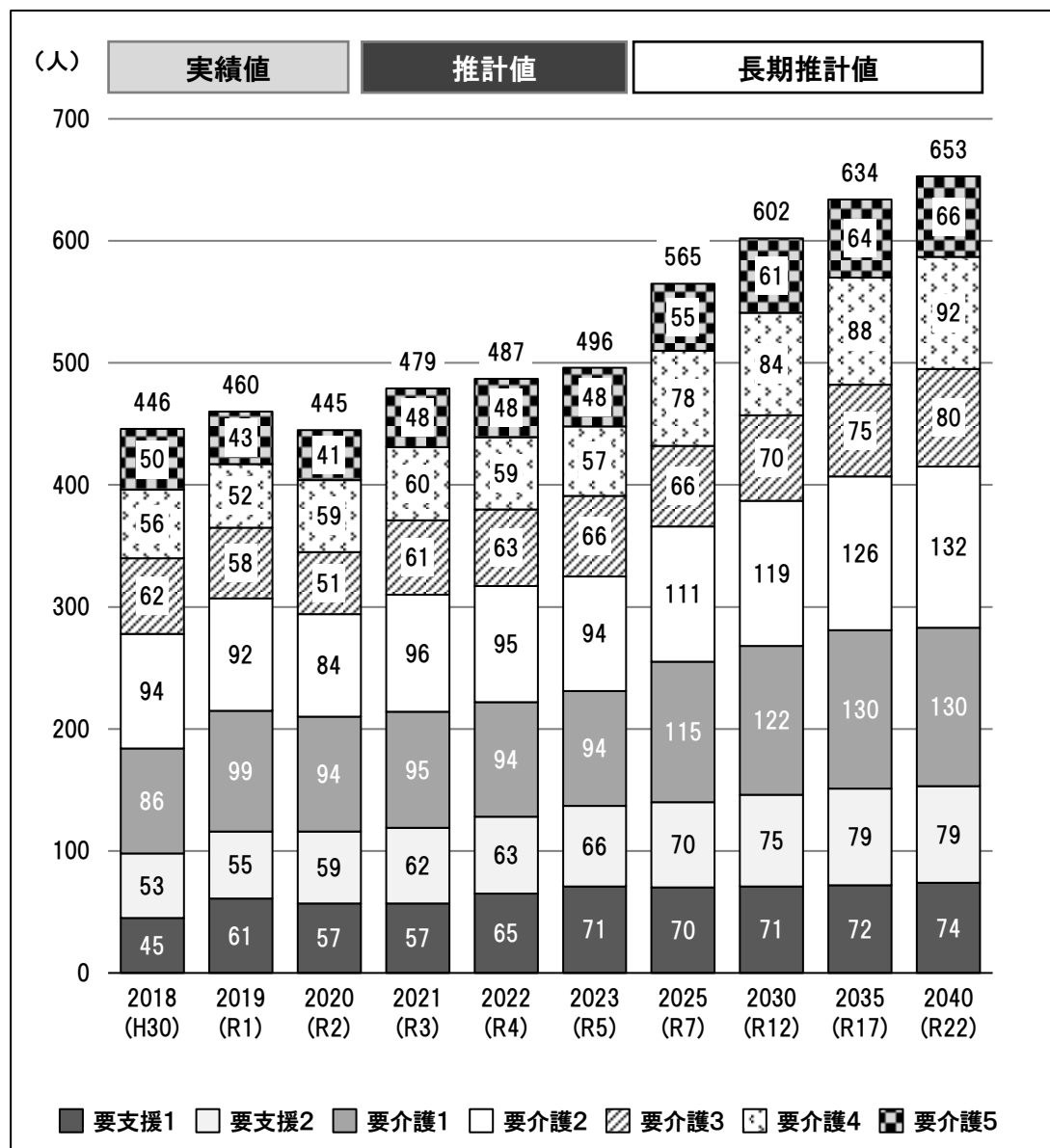
2. 要支援・要介護認定者の状況

要支援・要介護認定者数は、この3年間は横ばいで推移しており、令和2年で 445 人となっています。

計画期間中においては微増傾向で推移するとみられており、令和5年で 496 人と推計されています。

令和7年以降の長期推計においても増加傾向が続くとみられており、令和 22 年で 653 人と推計されています。

○ 要支援・要介護認定者の状況



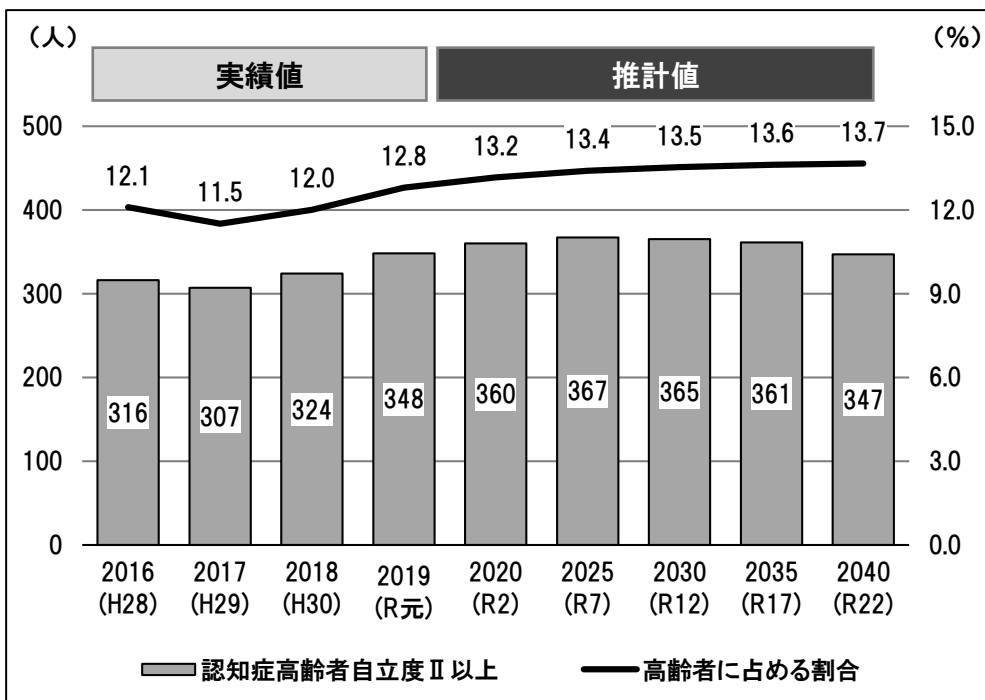
資料：令和2年までは介護状況報告（各年10月1日現在）
 令和3～5年までは年代別認定率の推移及び将来人口を基に町独自で推計
 令和7年以降は「見える化システム」による自然体推計値

3. 認知症高齢者の状況

認知症高齢者日常生活自立度Ⅱ以上の認定者数は平成29年から令和元年にかけて増加傾向にあり、高齢者に占める割合も平成29年の11.5%から令和元年の12.8%へと増加傾向にあります。

今後については、高齢者に占める割合は微増傾向が続くと考えられますが、認知症高齢者日常生活自立度Ⅱ以上の認定者の数については、高齢者数がピークに達する令和7年頃を境に減少傾向へと移る見込みとなっています。

○ 認知症高齢者日常生活自立度Ⅱ以上の認定者数推移



資料：令和元年までは介護保険総合データベース（各年10月末現在）
令和2年以降は町独自に推計

認知症高齢者日常生活自立度	
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内および社会的にほぼ自立している状態
II	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られるが、誰かが注意していれば自立できる状態
III	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする状態
IV	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする状態

3. アンケート調査結果の概要

(1) 調査の概要

この調査は、2021(令和3)年度から2023(令和5)年度を計画期間とする横瀬町高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第8期)を策定するにあたり、高齢者の生活状況や介護の実態及び課題、意見や要望を把握することを目的として実施しました。

■ 調査対象

調査区分	調査対象
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	要支援・要介護の認定を受けていない65歳以上の方
在宅介護実態調査	要支援・要介護の認定を受けて、居宅で暮らしている65歳以上の方

■ 回収状況

調査区分	配付数	回収数	回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	1,496件	1,122件	75.0%
在宅介護実態調査	302件	192件	63.6%

■ 調査の方法と期間

調査区分	調査期間
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	(郵送調査) 令和2年2月12日～28日
在宅介護実態調査	(郵送調査) 令和2年2月12日～28日 (聞き取り調査) 令和元年11月1日～令和2年3月31日

■ 分析・表示

- ・ 比率は、小数点以下第2位を四捨五入しています。また、合計が100.0%とまらないこともあります。
- ・ グラフ中の(n=○○)という表記は、その項目の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。
- ・ 複数回答の項目については、原則として、その項目に対しての有効回答者の数を基数とし、比率算出を行っています。このため、比率計が100%を超えることがあります。
- ・ クロス集計については、集計の都合上、無回答者を除いた集計となっている部分があり、単純集計の結果と合致しない場合があります。

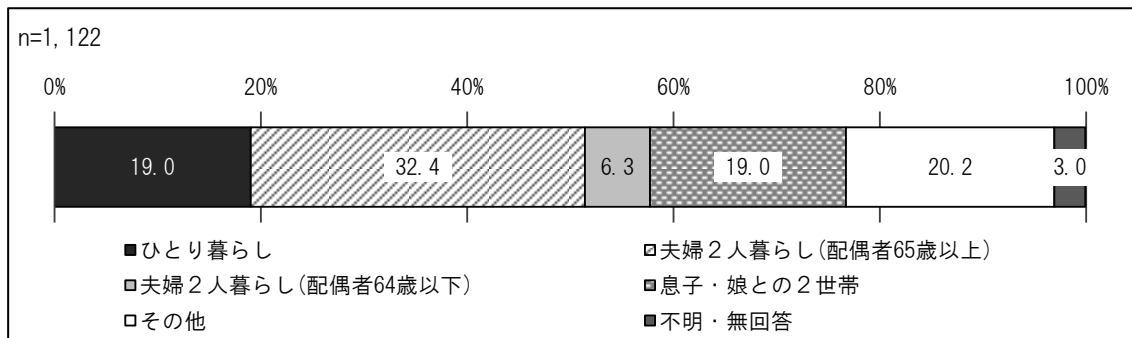
(2) 世帯構成

世帯構成についてみると、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」が32.4%と最も多く、次いで「その他」が20.2%、「ひとり暮らし」「息子・娘との2世帯」が19.0%となっています。

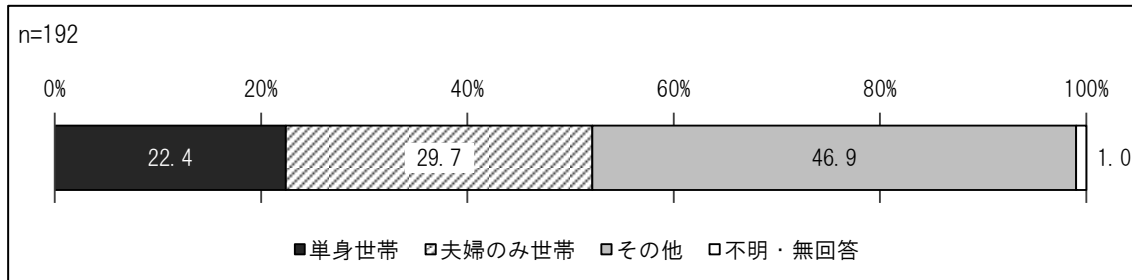
在宅介護実態調査では、「その他」が46.9%と最も多く、次いで「夫婦のみ世帯」が29.7%、「単身世帯」が22.4%となっています。

今後も高齢化が進む中、ひとり暮らし高齢者や65歳以上の夫婦のみ世帯に対しては、緊急時や災害時の支援・声かけなど、地域の支えあいや見守り活動などが重要となります。

■ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査



■ 在宅介護実態調査



(3) 介護予防・日常生活圏域二一ズ調査結果の概要

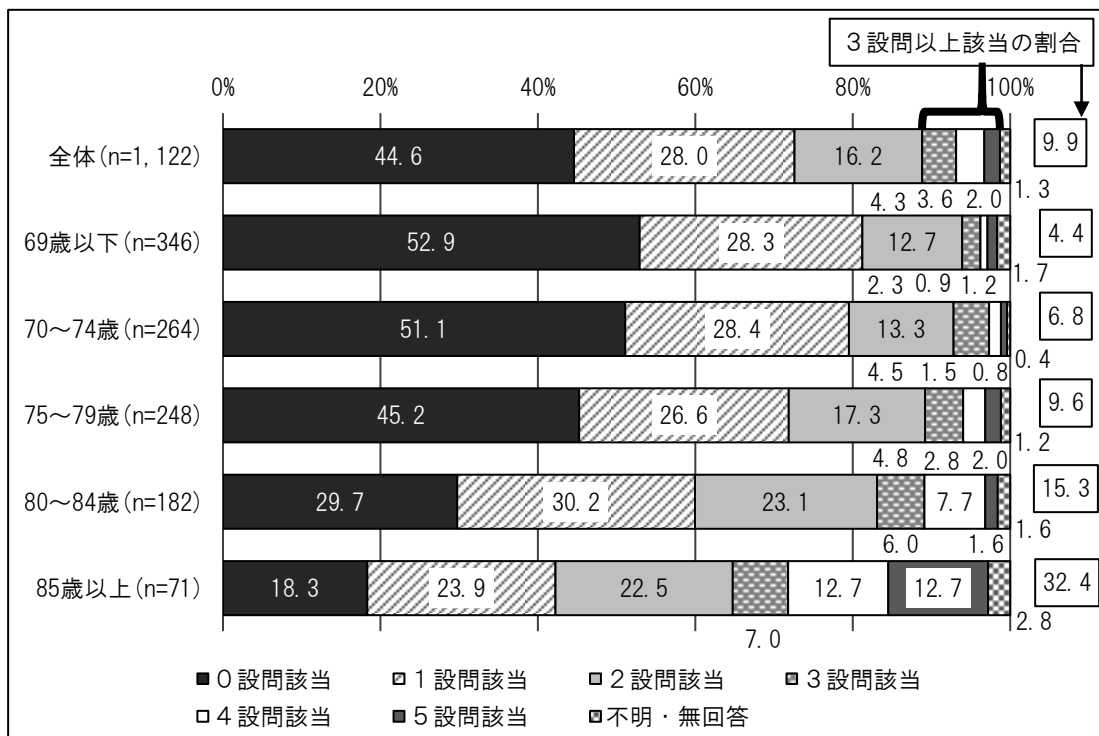
(3-1) 運動機能リスクについて

以下の運動機能のリスク判定については、国の基準を用いて、
 問2-1～3（立ち上がり・歩行等の動作）で、「3. できない」
 問2-4（転倒の経験）で、「1. 何度もある」「2. 1度ある」
 問2-5（転倒の不安）で、「1. とても不安である」「2. やや不安である」
 に該当する設問数について集計を行い、このうち3問以上該当した方について、
 リスクありと判定しています。

運動機能リスクについてみると、全体では3設問以上該当の「リスクあり」の割合については、9.9%となっています。「0設問該当」が44.6%と最も多く、次いで「1設問該当」が28.0%、「2設問該当」が16.2%となっています。

年代別にみると、3設問以上該当の「リスクあり」の割合について、<69歳以下>で4.4%、<70～74歳>で6.8%、<75～79歳>で9.6%、<80～84歳>で15.3%、<85歳以上>で32.4%となっています。

■ 運動機能リスク該当者の割合（全体・年代別）



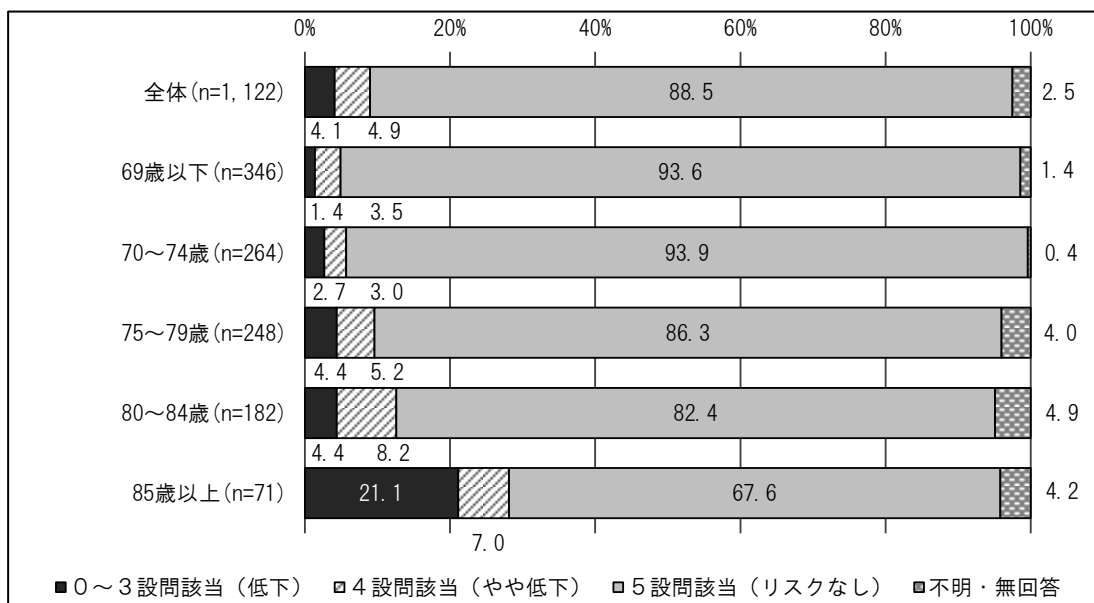
(3-2) IADL (手段的日常生活動作) について

以下のIADL (手段的日常生活動作) の判定については、国の基準を用いて、問4-2~6 (バス・電車での外出/買物/食事の用意/請求書の支払い/預貯金の出し入れ) で、「1. できるし、している」「2. できるけどしていない」に該当する設問数について集計を行い、このうち3問以下で該当の方について、「低下」と判定しています。

IADLについてみると、全体では「5設問該当(リスクなし)」が88.5%と最も多く、次いで「4設問該当(やや低下)」が4.9%、「0~3設問該当(低下)」が4.1%となっています。

年代別にみると、<85歳以上>で「0~3設問該当(低下)」が21.1%と多くなっています。

■ IADL (手段的日常生活動作) の状況 (全体・年代別)

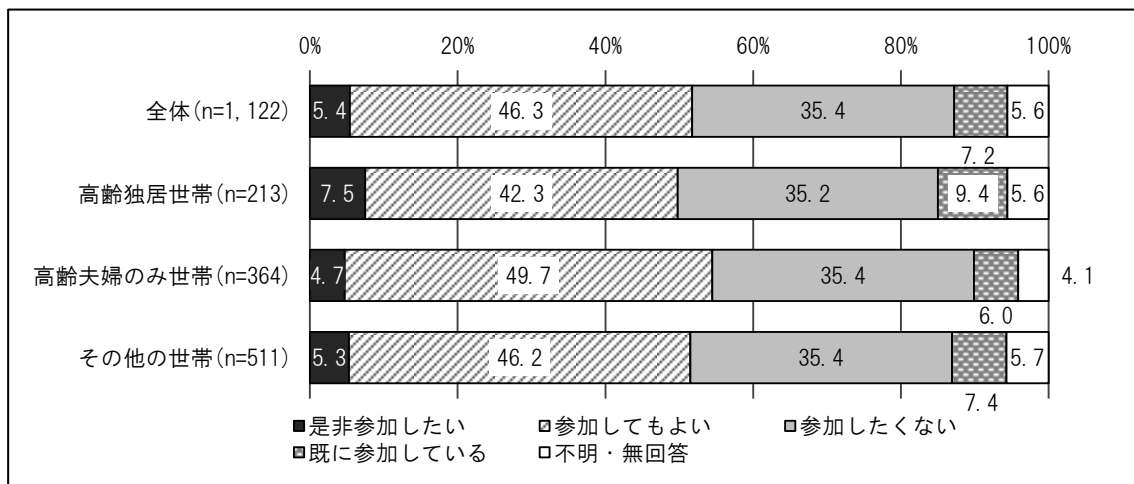


(3-3) 地域活動への参加意向について

地域活動に参加者として参加したいと思うかについてみると、全体では「参加してもよい」が46.3%と最も多く、次いで「参加したくない」が35.4%、「既に参加している」が7.2%となっています。

世帯構成別にみると、いずれの区分でも「参加してもよい」が4割台と最も多く、次いで「参加したくない」となっており、概ね同様の傾向となっています。

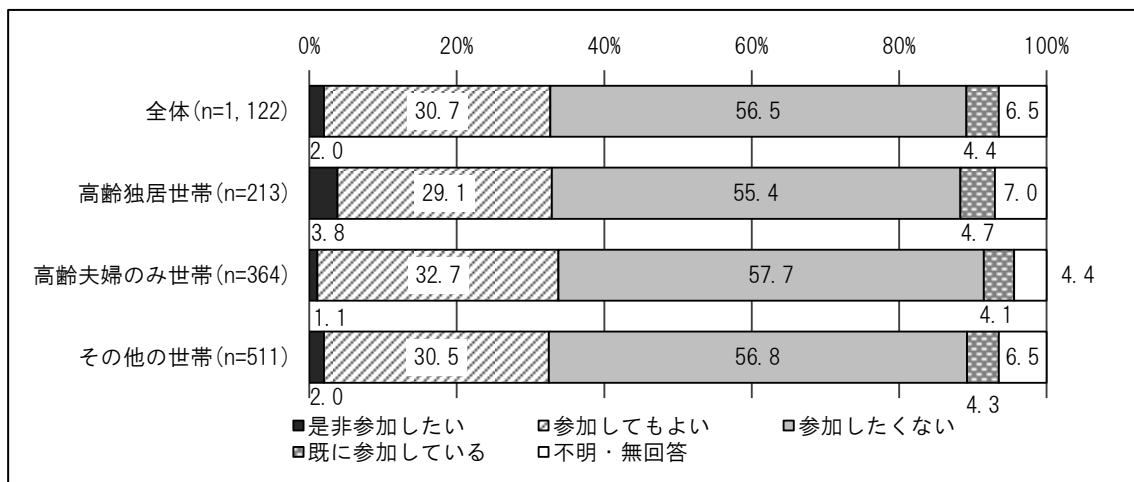
■ 地域活動への参加意向（参加者として）（全体・世帯構成別）



地域活動に企画・運営(お世話役)として参加したいと思うかについてみると、全体では「参加したくない」が56.5%と最も多く、次いで「参加してもよい」が30.7%、「既に参加している」が4.4%となっています。

世帯構成別にみると、いずれの区分でも「参加したくない」が5割台と最も多く、次いで「参加してもよい」となっており、概ね同様の傾向となっています。

■ 地域活動への参加意向（企画・運営として）（全体・世帯構成別）

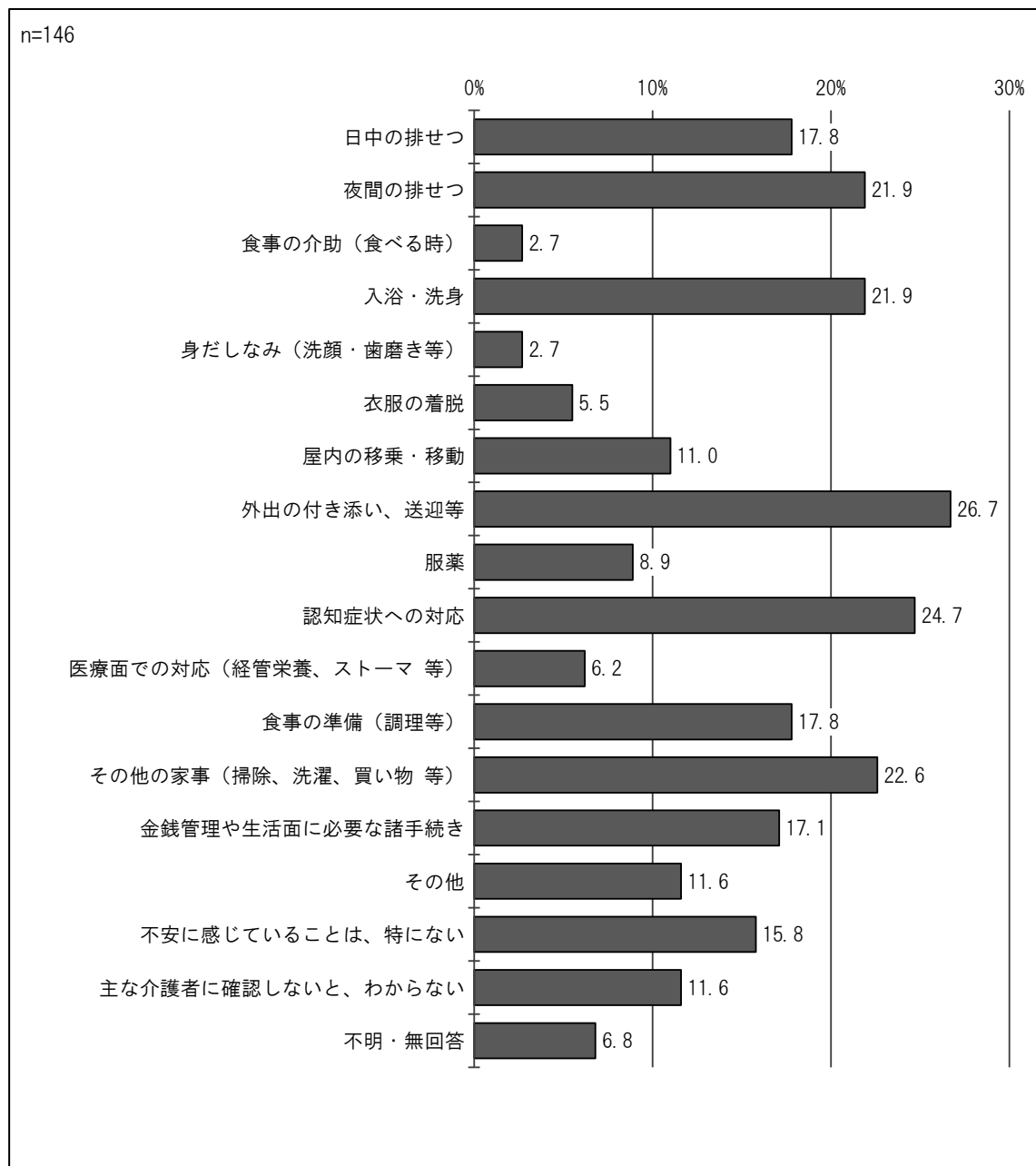


(4) 在宅介護実態調査結果の概要

(4-1) 主な介護者が不安を感じる介護

現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安を感じる介護等についてみると、「外出の付き添い、送迎等」が26.7%と最も多く、次いで「認知症状への対応」が24.7%、「その他の家事(掃除、洗濯、買い物等)」が22.6%となっています。

■ 主な介護者が不安を感じる介護

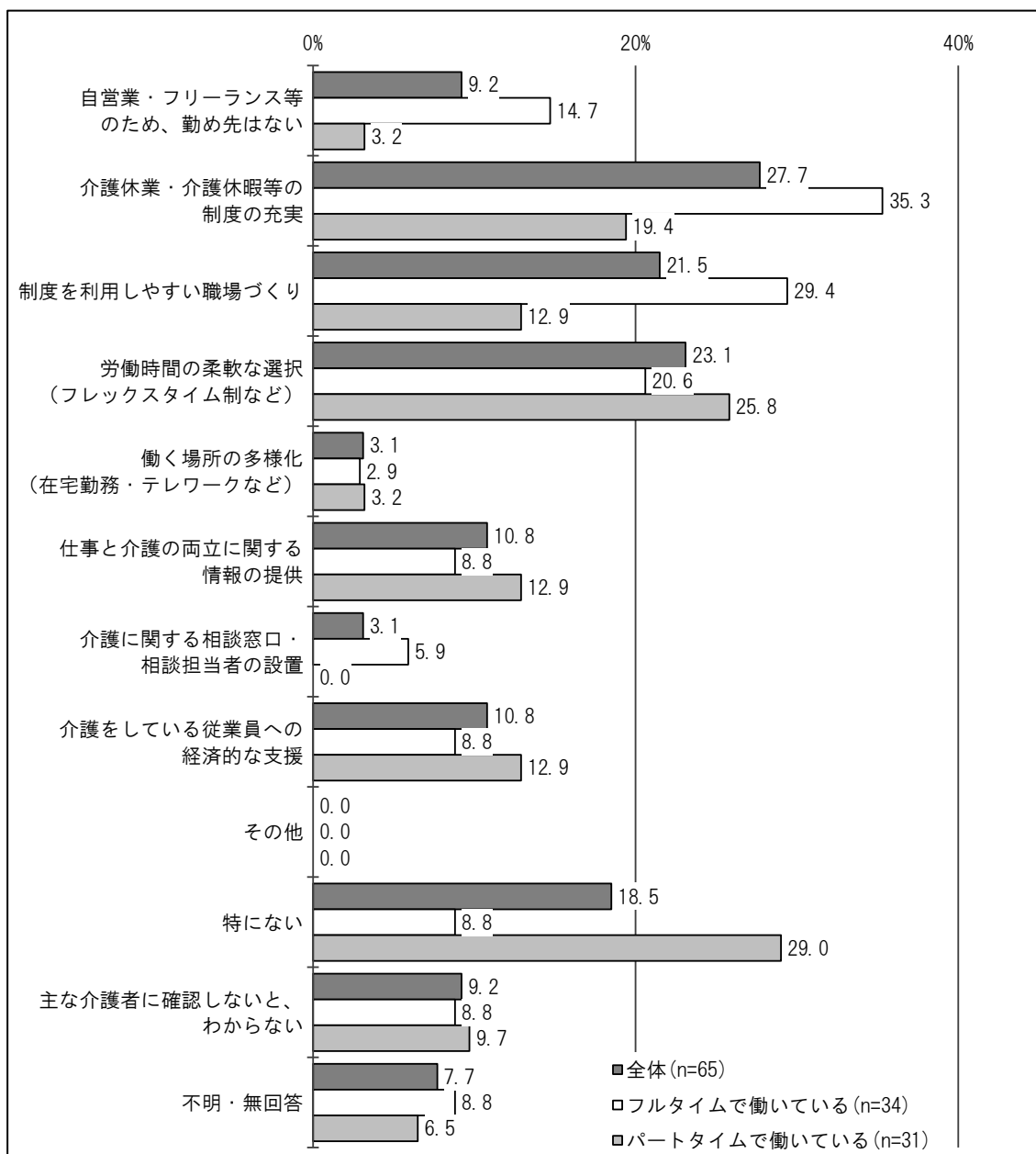


(4-2) 効果的だと思う、主な介護者への勤め先からの支援

主な介護者にとって、仕事と介護の両立に効果があると思う勤め先からの支援についてみると、全体では「介護休業・介護休暇等の制度の充実」が 27.7%と最も多く、次いで「労働時間の柔軟な選択(フレックスタイム制など)」が 23.1%、「制度を利用しやすい職場づくり」が 21.5%となっています。

勤務形態別にみると、<フルタイムで働いている>で「介護休業・介護休暇等の制度の充実」「制度を利用しやすい職場づくり」が、<パートタイムで働いている>で「特にない」「労働時間の柔軟な選択」が、他の区分と比較して多くなっています。

■ 効果的だと思う、主な介護者への勤め先からの支援（全体・就労形態別）

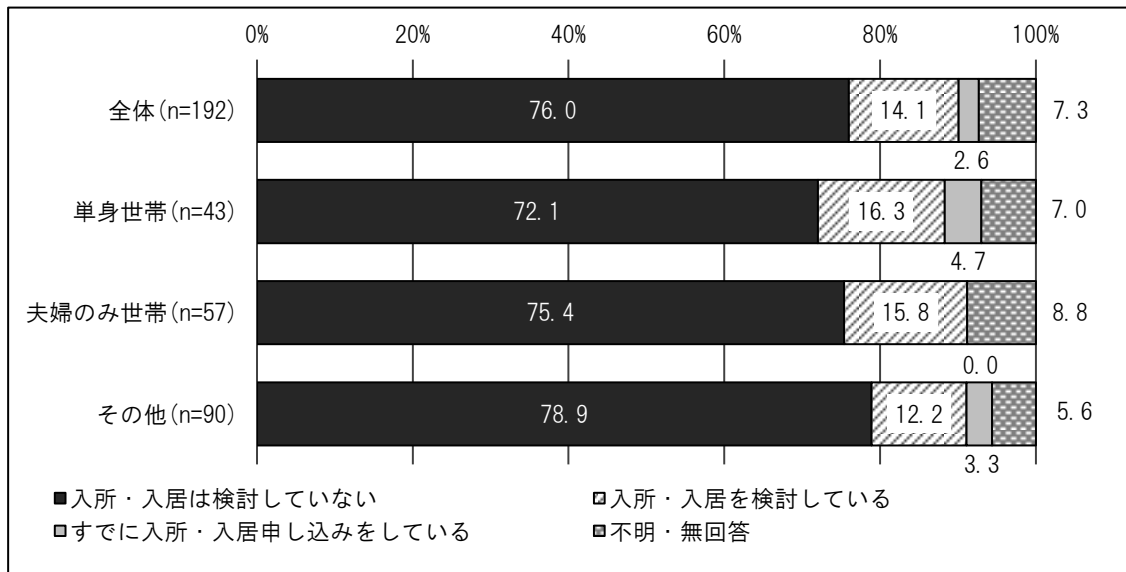


(4-3) 施設等への入所・入居の検討状況

施設等への入所・入居の検討状況についてみると、全体では「入所・入居は検討していない」が76.0%と最も多く、次いで「入所・入居を検討している」が14.1%、「すでに入所・入居申し込みをしている」が2.6%となっています。

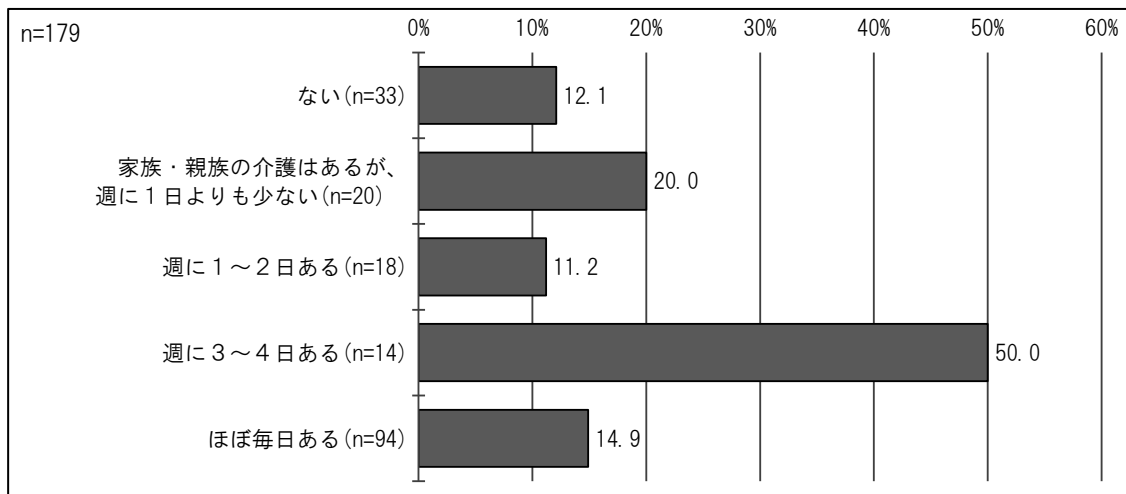
世帯構成別にみると、「入所・入居を検討している」と「すでに入所・入居申し込みをしている」の合計について、＜単身世帯＞で21.0%と、他の区分と比較してやや多くなっています。

■ 施設等への入所・入居の検討状況（全体・世帯構成別）



「入所・入居を検討している」と「すでに入所・入居申し込みをしている」の合計割合について、家族や親族からの介護の頻度別にみると、＜週に3～4日ある＞で50.0%と、他の区分と比較して多くなっています。

■ 入所・入居を検討・申し込みしている割合（介護の頻度別）



4. 介護保険サービス等の状況

(1) 居宅サービスの利用者数・給付費の状況

居宅サービスの利用者数についてみると、概ね半数程度の事業で計画値を上回っており、令和元年度実績で対計画比 120%を上回った事業は「訪問リハビリテーション(121.9%)」「介護予防福祉用具貸与(132.7%)」の2事業です。

また、全体でみると、実績伸び率が〇〇%と利用が増加傾向にあります。

居宅サービス利用者数 単位：人	平成 30 年度			令和元年度			実績 伸び率
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	
訪問介護	372	447	120.2%	420	417	99.3%	93.3%
訪問入浴介護	48	16	33.3%	60	22	36.7%	137.5%
訪問看護	192	187	97.4%	216	249	115.3%	133.2%
介護予防訪問看護	24	12	50.0%	36	30	83.3%	250.0%
訪問リハビリテーション	84	105	125.0%	96	117	121.9%	111.4%
介護予防訪問リハビリテーション	96	62	64.6%	108	77	71.3%	124.2%
居宅療養管理指導	168	195	116.1%	180	192	106.7%	98.5%
介護予防居宅療養管理指導	48	11	22.9%	48	18	37.5%	163.6%
通所介護	564	625	110.8%	600	598	99.7%	95.7%
通所リハビリテーション	336	340	101.2%	372	376	101.1%	110.6%
介護予防通所リハビリテーション	216	189	87.5%	240	184	76.7%	97.4%
短期入所生活介護	300	316	105.3%	336	249	74.1%	78.8%
介護予防短期入所生活介護	24	4	16.7%	24	7	29.2%	175.0%
短期入所療養介護	48	67	139.6%	48	41	85.4%	61.2%
介護予防短期入所療養介護	0	4	-	0	0	-	0.0%
福祉用具貸与	876	917	104.7%	972	986	101.4%	107.5%
介護予防福祉用具貸与	288	350	121.5%	300	398	132.7%	113.7%
特定福祉用具購入費	24	17	70.8%	24	18	75.0%	105.9%
特定介護予防福祉用具購入費	24	6	25.0%	24	2	8.3%	33.3%
住宅改修	24	15	62.5%	24	11	45.8%	73.3%
介護予防住宅改修	12	4	33.3%	12	7	58.3%	175.0%
特定施設入居者生活介護	144	138	95.8%	156	128	82.1%	92.8%
介護予防特定施設入居者生活介護	36	21	58.3%	36	18	50.0%	85.7%
居宅介護支援	1,776	2,087	117.5%	1,920	2,095	109.1%	100.4%
介護予防支援	792	504	63.6%	828	556	67.1%	110.3%
居宅サービス 合計	6,516	6,639	101.9%	7,080	6,796	96.0%	102.4%

第2章 高齢者等の状況

居宅サービスの給付費についてみると、令和元年度実績で4事業において計画値を上回っており、「介護予防福祉用具貸与(228.2%)」「短期入所療養介護(130.9%)」で特に乖離が大きくなっています。しかしながら、計画値と実績値の乖離は全体でみると、平成30年度・令和元年度とも1割前後となっています。

また、全体の実績伸び率は92.6%と、給付費が減少傾向にあります。

居宅サービス給付費 単位：千円	平成30年度			令和元年度			実績 伸び率
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	
訪問介護	14,406	16,760	116.3%	16,864	13,872	82.3%	82.8%
訪問入浴介護	2,216	678	30.6%	2,910	922	31.7%	136.0%
訪問看護	8,237	5,359	65.1%	9,330	6,897	73.9%	128.7%
介護予防訪問看護	920	250	27.2%	1,381	455	32.9%	182.0%
訪問リハビリテーション	2,822	3,449	122.2%	3,132	3,626	115.8%	105.1%
介護予防訪問リハビリテーション	2,922	1,912	65.4%	3,344	2,345	70.1%	122.6%
居宅療養管理指導	1,806	1,909	105.7%	1,874	1,840	98.2%	96.4%
介護予防居宅療養管理指導	565	101	17.9%	565	255	45.1%	252.5%
通所介護	48,310	49,158	101.8%	51,799	48,264	93.2%	98.2%
通所リハビリテーション	24,041	27,767	115.5%	26,896	26,254	97.6%	94.6%
介護予防通所リハビリテーション	6,611	6,188	93.6%	7,324	6,516	89.0%	105.3%
短期入所生活介護	34,277	41,691	121.6%	38,930	30,602	78.6%	73.4%
介護予防短期入所生活介護	539	218	40.4%	539	247	45.8%	113.3%
短期入所療養介護	3,313	4,984	150.4%	3,314	4,339	130.9%	87.1%
介護予防短期入所療養介護	0	135	-	0	0	-	0.0%
福祉用具貸与	13,539	12,755	94.2%	15,219	11,951	78.5%	93.7%
介護予防福祉用具貸与	1,317	2,399	182.2%	1,364	3,113	228.2%	129.8%
特定福祉用具購入費	462	484	104.8%	462	388	84.0%	80.2%
特定介護予防福祉用具購入費	531	197	37.1%	531	39	7.3%	19.8%
住宅改修	1,319	1,100	83.4%	1,319	918	69.6%	83.5%
介護予防住宅改修	524	122	23.3%	524	520	99.2%	426.2%
特定施設入居者生活介護	26,075	25,709	98.6%	28,723	23,110	80.5%	89.9%
介護予防特定施設入居者生活介護	2,574	1,791	69.6%	2,575	1,451	56.3%	81.0%
居宅介護支援	24,987	30,056	120.3%	27,173	29,263	107.7%	97.4%
介護予防支援	3,563	2,215	62.2%	3,727	2,528	67.8%	114.1%
居宅サービス 合計	225,876	237,387	105.1%	249,819	219,715	87.9%	92.6%

第2章 高齢者等の状況

(2) 施設サービスの利用者数・給付費の状況

施設サービスの利用者数・給付費についてみると、概ね計画値の範囲内で推移しています。

また、全体でみると、利用者数・給付費とも実績伸び率が100%以下で、減少傾向にあります。

施設サービス利用者数 単位：人	平成30年度			令和元年度			実績 伸び率
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	492	412	83.7%	516	431	83.5%	104.6%
介護老人保健施設 (老人保健施設)	456	460	100.9%	504	416	82.5%	90.4%
介護療養型医療施設 (療養型病床・病院等)	24	0	0.0%	12	0	0.0%	-
介護医療院	0	0	-	12	0	0.0%	-
施設サービス 合計	972	872	89.7%	1,044	847	81.1%	97.1%

施設サービス給付費 単位：千円	平成30年度			令和元年度			実績 伸び率
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	117,576	101,101	86.0%	123,177	103,446	98.6%	100.9%
介護老人保健施設 (老人保健施設)	115,635	118,376	102.4%	128,121	112,513	99.0%	94.1%
介護療養型医療施設 (療養型病床・病院等)	6,928	0	0.0%	3,465	0	0.0%	-
介護医療院	0	0	-	3,465	0	0.0%	-
施設サービス 合計	240,139	219,477	91.4%	258,228	213,426	95.8%	97.2%

(3) 地域密着型サービスの利用者数・給付費の状況

地域密着型サービスの利用者数についてみると、令和元年度実績で3事業において計画値を上回っており、「看護小規模多機能型居宅介護(208.3%)」「認知症対応型共同生活介護(144.4%)」で特に乖離が大きくなっています。給付費についても、前述の2事業について計画値を上回っています。

しかしながら、計画値と実績値の乖離は全体でみると、平成30年度・令和元年度それぞれの利用者数・給付費とも1割以内となっています。

また、全体でみると、利用者数・給付費とも実績伸び率が100%以上で、増加傾向にあります。

第2章 高齢者等の状況

地域密着型サービス利用者数 単位：人	平成30年度			令和元年度			実績
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	伸び率
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	12	12	100.0%	24	9	37.5%	75.0%
夜間対応型訪問介護	12	0	0.0%	12	0	0.0%	-
認知症対応型通所介護	48	12	25.0%	60	13	21.7%	108.3%
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	-	0	0	-	-
小規模多機能型居宅介護	60	30	50.0%	72	47	65.3%	156.7%
介護予防小規模多機能型居宅介護	36	20	55.6%	36	12	33.3%	60.0%
認知症対応型共同生活介護	144	188	130.6%	144	208	144.4%	110.6%
介護予防認知症対応型共同生活介護	12	0	0.0%	12	4	33.3%	8.3%
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	-	0	0	-	-
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	348	336	96.6%	348	335	96.3%	99.7%
看護小規模多機能型居宅介護	0	15	-	12	25	208.3%	166.7%
地域密着型通所介護	612	741	121.1%	684	750	109.6%	101.2%
地域密着型サービス 合計	1,284	1,354	105.5%	1,404	1,403	99.9%	103.6%

地域密着型サービス給付費 単位：千円	平成30年度			令和元年度			実績
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	伸び率
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2,069	2,263	109.4%	4,141	1,453	35.1%	64.2%
夜間対応型訪問介護	346	0	0.0%	347	0	0.0%	-
認知症対応型通所介護	2,715	1,223	45.0%	3,685	1,005	27.5%	82.9%
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	-	0	0	-	-
小規模多機能型居宅介護	10,811	5,674	52.5%	13,510	7,673	58.3%	138.8%
介護予防小規模多機能型居宅介護	2,388	1,149	48.1%	2,389	525	22.0%	45.7%
認知症対応型共同生活介護	35,848	46,235	129.0%	35,864	52,611	153.9%	119.4%
介護予防認知症対応型共同生活介護	2,616	0	0.0%	2,617	902	34.5%	-
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	-	0	0	-	-
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	77,386	79,083	102.2%	77,421	80,058	103.5%	101.3%
看護小規模多機能型居宅介護	0	2,645	-	2,189	5,126	234.2%	193.8%
地域密着型通所介護	56,259	67,735	120.4%	64,339	63,345	100.9%	95.8%
地域密着型サービス 合計	190,438	206,007	108.2%	206,502	217,111	105.1%	105.4%

第3章

介護・福祉施策の推進

第3章 介護・福祉施策の推進

基本目標1 健康で生き生きと暮らすために

施策1-1. 地域支援事業の推進

地域支援事業は、高齢者が要支援・要介護状態になることを予防するとともに、要支援・要介護状態になった場合においても、住み慣れた地域で自立した日常生活を送れるよう支援することを目的としています。

地域支援事業は、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」で構成されています。

小施策1 総合事業の推進

介護予防・日常生活支援総合事業は、市町村が主体となり、地域の実情に応じて、地域住民などの多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域で支え合う体制づくりを推進し要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すものです。

既存の介護事業所だけでなく、NPO、ボランティア団体、民間企業、地域住民などによるサービス提供も可能となり、高齢者の生活を地域全体で支援する取り組みが進むことにより、地域活力の向上につながることが期待できます。

また、自立や社会参加の意欲が高い高齢者には、サービスの担い手として活動する場の提供も可能となります。

介護予防・日常生活支援総合事業は、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」とで構成されており、要支援者等の多様な生活支援のニーズに応えられるよう、専門職によるサービスに加え、多様な実施主体によるサービスの充実を図っていきます。

① 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業は、介護予防・日常生活支援総合事業対象者及び要支援1・2の認定者を対象に、サービス提供を行う事業です。

閉じこもり予防や介護予防の必要性の高い高齢者に対して、訪問・通所・ケアマネジメント等を実施します。

一人ひとりの生活に合わせた柔軟なサービスを提供することにより、介護予防を促進し、地域における自立した生活の継続を支援していきます。

なお、秩父圏域では、1市4町で連携して地域支援事業実施要綱に基づき、実施していきます。

第3章 介護・福祉施策の推進

① - (ア) 訪問型サービス

介護保険事業所の専門職による訪問介護相当サービス(生活介護・身体介護)を提供します。また、緩和した基準による訪問サービスA(生活介護のみ)も継続して実施します。

なお、住民主体による支援等の開発に努め、「多様なサービス」の利用を推進します。

■実績と見込量

年度	実績		(見込)	見込量			
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	7年度
人数	325	332	348	354	360	368	374

① - (イ) 通所型サービス

介護保険事業所の専門職による通所介護相当サービスを提供します。また、緩和した基準による通所サービスAも継続して実施します。

なお、住民主体による支援等の開発に努め、「多様なサービス」の利用を推進します。

■実績と見込量

年度	実績		(見込)	見込量			
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	7年度
人数	475	598	768	782	790	798	806

① - (ウ) 介護予防ケアマネジメント

要支援者等から依頼を受けて、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービスのほか、一般介護予防事業や町の独自施策、民間企業により提供される生活支援サービスも含め、要支援者等の状態等にあった適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行います。

② 一般介護予防事業 (35 ページに掲載)

小施策2 包括的支援事業の推進

地域包括支援センターを中心に、地域の高齢者の実態把握、多様な相談支援、権利擁護のための対応を行います。

また、地域包括ケアシステムネットワークによる地域全体の支援体制の強化、「地域包括ケア推進会議」による地域課題の抽出、適切なサービス利用のためのケアマネジメント支援の充実を図るとともに、在宅医療・介護連携や認知症施策を推進します。

また、地域の需要と供給に対応すべく、地域の資源発掘や、サービスの結びつけなどを行う、「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」の配置に努め、地域における生活支援体制の取り組みを推進します。

① 地域包括支援センターの運営と機能強化

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、地域包括ケアシステムの拠点となる地域包括支援センターで、地域の関係機関や介護支援専門員等と連携を強化し、高齢者の生活を総合的に支援する体制を築きます。

また、高齢化の進行に伴う相談件数の増加や困難事例への対応状況等を勘案し、地域への訪問や実態把握等の活動を十分行えるよう、業務量に応じた職員の適正配置を進めます。

さらに、地域包括支援センターの機能を充実させるため、職員研修等の機会を増やすことや3職種(保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー)を継続的に確保します。

② 地域包括支援センター運営協議会による運営評価の実施

地域包括支援センター運営協議会(兼地域密着型サービスの運営に関する委員会)を設置し、地域包括支援センターの運営を地域の関係者全体で協議し、適切、公正かつ中立的な運営を確保しているかどうかの評価を実施します。

また、地域密着型サービス等の適正な運営を図るため、必要な事項を審議します。

【地域包括支援センター運営協議会の所管事務】

1. 地域包括支援センターの設置等に関する事
2. 地域包括支援センターの運営に関する事
3. 地域包括支援センターの職員の確保に関する事
4. その他、地域包括ケアに関する事
5. 地域密着型サービスに関する事

■実績と見込量

年度	実績		(見込)	見込量			
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	7年度
運営協議会 開催回数	2	2	2	2	2	2	2

第3章 介護・福祉施策の推進

③ 総合相談支援

高齢者の心身の状況、居宅における生活の実態、その他の必要な実情の把握、保健医療、公衆衛生、社会福祉等に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡調整、被保険者の保健・医療の向上及び福祉の増進を図るための総合的な支援を行います。

■実績と見込量

		実績		(見込)	見込量			
年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	7年度
相談 件数	電話	180件	100件	300件	300件	300件	300件	300件
	来所		80件	100件	100件	100件	100件	100件
	訪問		16件	100件	100件	107件	114件	121件
		(実件数)		(延件数)				

④ 地域ケア会議

町では、地域包括支援センターにおいて、多職種協働により個別ケースのケアマネジメント支援のための個別ケア会議を開催するとともに、その会議において蓄積された手法や地域課題を共有し、総合的に調整、推進等を行う地域包括ケア推進会議を開催します。

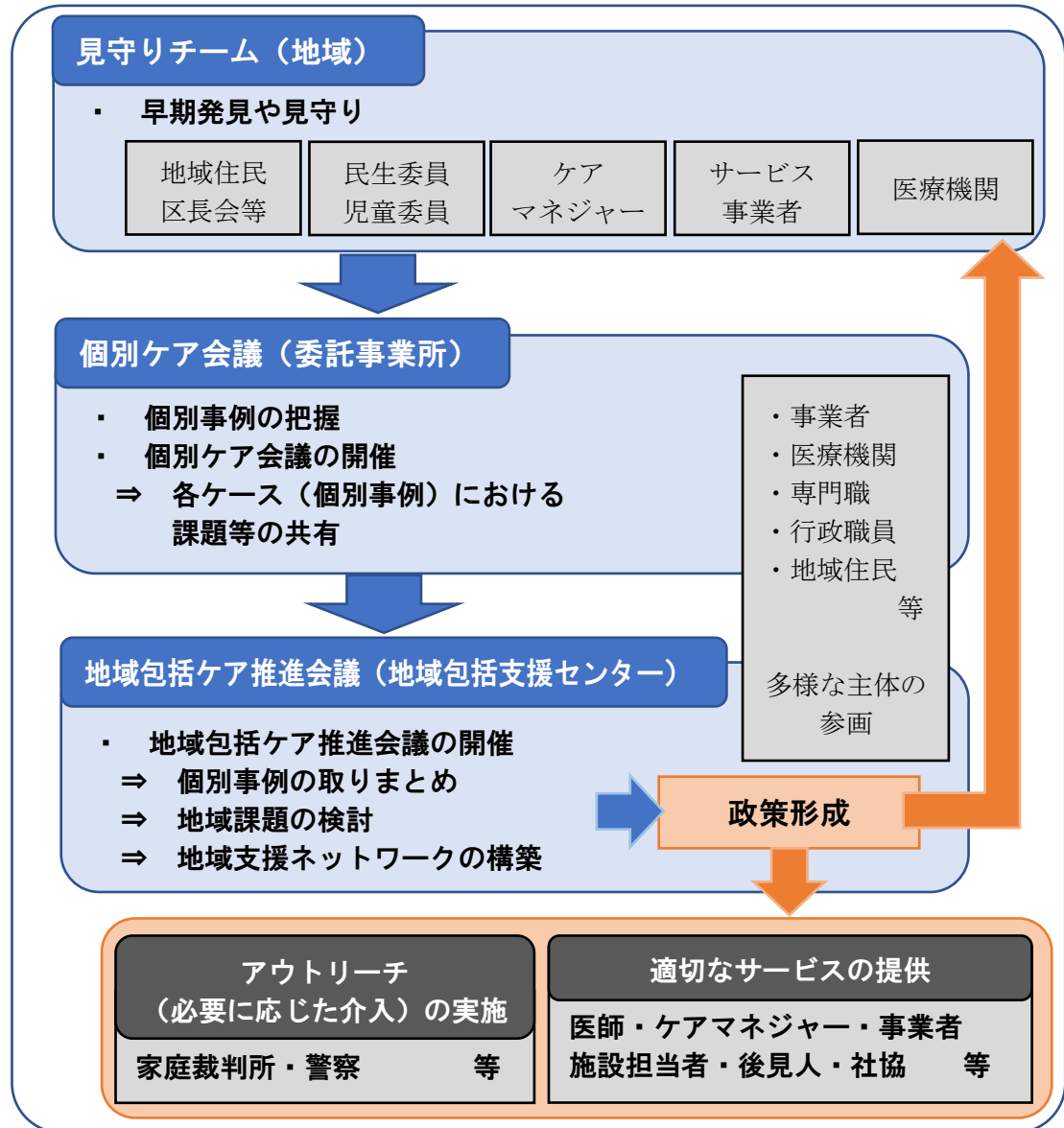
また、秩父圏域において、地域課題を解決するために構築された『ちちぶ版地域包括ケアシステム(ちちぶいきあいシステム)』により秩父圏域全体での取り組みを推進します。

高齢者の自立(介護が必要な状態の改善または悪化防止)を支援するため、地域の多様な専門職(リハビリテーション専門職、薬剤師、歯科衛生士、栄養士等)の助言を踏まえ、高齢者一人ひとりの支援方法を検討する「自立支援型地域ケア会議」への移行については、研修会等への出席、先行自治体の事例などを参考にしながら開催に向けて検討します。

■実績と見込量

		実績		(見込)	見込量			
年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	7年度
地域包括 ケア推進 会議		1回	2回	1回	1回	1回	1回	1回
個別ケア 会議		12回	11回	10回	12回	12回	12回	12回
		12事例	10事例	9事例	11事例	11事例	11事例	11事例

■地域ケア会議の役割と連携のフロー



⑤ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域の介護支援専門員に対し、関係機関との連携の支援、居宅(介護予防)・施設サービス計画の作成技術の指導、事例検討会や研修会の実施、制度や施策等に関する情報提供等を行います。

また、地域の専門職のネットワーク体制の整備を行うことで、質の高い人材の定着を目指します。

⑥ 人権・権利擁護の推進 (54 ページに掲載)

⑦ 在宅医療・介護連携の推進 (45 ページに掲載)

⑧ 認知症支援策の推進 (46 ページに掲載)

⑨ 介護予防・生活支援サービス事業 (29 ページに掲載)

小施策3 任意事業の推進

任意事業は、市町村が独自で行う、介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のために必要な事業です。

① 配食サービス事業

低栄養状態のおそれがあり、認知症等により見守りが必要なひとり暮らし等の高齢者に対し、栄養バランスの取れた食事を宅配し、同時に安否確認を行うことにより、地域で自立した生活が送れるよう支援していきます。

■実績と見込量

年度	実績		(見込)	見込量			
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	7年度
実人数	37人	25人	33人	35人	35人	37人	40人
延べ 配食件数	1,731 食	1,858 食	2,000 食	2,200 食	2,300 食	2,400 食	2,400 食

② 紙おむつ給付事業

介護保険の要介護認定(要支援認定を含む。)における認定調査票の「排尿」又は「排便」の項目において、「見守り等」、「一部介助」及び「全介助」に該当する者又は要介護4以上の認定を受けた者に対し、紙おむつの給付を行うことにより、本人及び同居する家族を援助し、精神的及び経済的な負担等の軽減を図ります。(令和3年度から要件を一部改正)

■実績と見込量

年度	実績		(見込)	見込量			
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	7年度
実人数	27人	25人	23人	23人	24人	25人	25人
延べ 給付件数	176件	174件	150件	160件	180件	200件	200件

施策1-2. 健康づくり支援

小施策1 一般介護予防事業の推進

地域支援事業の一環として、地域における自主的な介護予防活動を育成・支援し、高齢者が生き生きと活動できるよう、介護予防事業を実施します。

高齢者を年齢や心身の状況等により、分け隔てることなく、誰もが参加できるような地域における住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくよう地域づくりを推進します。

① 介護予防把握事業

地域の実情に応じ、収集した情報等を活用し、閉じこもり等により支援を要する方を早期に把握し、介護予防活動へつなげる事業です。

75歳以上の方を対象に、心身の状態をチェックすることを目的とした「健康いきいきチェックシート」を活用し、要支援・要介護状態になる可能性が高いと思われる方から順次訪問し、介護予防事業や必要なサービスに繋がるよう支援します。

■実績と見込量

年度	実績		(見込)	見込量			
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	7年度
チェックシート回収率	68%	70%	87%	80%	85%	85%	90%

② 介護予防普及啓発事業

町の広報紙、パンフレット、敬老会、健康まつりなどで介護予防について基本的な知識の普及啓発や講座を開催する事業です。

今後も生活習慣病予防や介護予防、健康に関する正しい知識や、転倒予防、認知症等についての知識に関する普及事業を実施し、介護予防の重要性を意識啓発していきます。

③ 地域介護予防活動支援事業

介護予防事業を普及させるためのボランティアを養成し、介護予防に資する体操の実施など、地域における住民主体の通いの場を充実させるための支援を行います。

地域活動組織等へ介護予防に対する取り組みの紹介や、介護予防に関するボランティア等の人材育成の研修等を通じて、地域における自発的な介護予防に資する活動の育成・支援を行います。

また、対象者のレベルに合わせた体操教室について、1年を通して実施し、自立した生活が送れるよう支援していきます。

またそれ以外に、認知症予防や男性向けの栄養改善や運動器機能向上の講座、地域における介護予防事業の支援も実施していきます。

第3章 介護・福祉施策の推進

③ - (ア) 体操教室

「体操教室のびのびコース」と「体操教室ゆうゆうコース」の2種類を設け、理学療法士や作業療法士による運動指導を実施します。

- ・「体操教室のびのびコース」は主に座位で行う体操であり、送迎があります。卒業後は、ゆうゆうコースへのステップアップ又は介護サービスへの移行を図ります。
- ・「体操教室ゆうゆうコース」は主に立位で行う体操や脳トレの活動であり、送迎がありません。卒業後は、地域の通いの場への移行を図ります。

■実績と見込量

年度	実績		(見込)	見込量			
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	7年度
のびのびコース	488人	190人	132人	288人	336人	384人	432人
ゆうゆうコース	85人	204人	48人	144人	168人	192人	192人

③ - (イ) 体操教室

健康運動指導士による「お達者教室」と「はつらつ体操教室」の2種類の体操教室を横瀬町社会福祉協議会へ委託して実施します。

- ・「お達者教室」は、座位で行う運動や体操を主に実施します。
- ・「はつらつ体操教室」は、立位で行う運動や体操を主に実施します。

■実績と見込量

年度	実績		(見込)	見込量			
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	7年度
お達者教室	667人	525人	510人	620人	650人	670人	670人
はつらつ体操教室	608人	532人	500人	620人	650人	670人	670人

③ - (ウ) いきいき百歳体操

住民主体の通いの場(かわせみいきいき体操)を実施するため、かわせみいきいき体操サポーター養成講座を実施し教室を運営、指導する人材の育成を行います。また、住民主体での通いの場が継続するよう、アドバイザー(理学療法士)や地域包括支援センター職員が現地支援を行います。

■実績と見込量

年度	実績		(見込)	見込量			
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	7年度
サポーター 養成者数	16人	8人	4人	4人	4人	4人	4人

④ 一般介護予防事業評価事業

一般介護予防事業を含め、地域づくりの観点から総合事業を評価し、その評価結果に基づき、事業全体の改善を目指します。

⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、通所、訪問、サービス担当者会議、個別ケア会議、地域における住民主体の通いの場等へリハビリテーション専門職等を派遣し支援していきます。

基本目標2 安心して介護が受けられるために

施策2-1. 介護サービス適正化の取り組み

介護保険制度の定着とともに介護費用額が増大し、介護保険料の上昇をまねく状況にあり、事業者への適切な指導、監督が求められているところです。介護サービスの利用にあたっては、サービスの利用に至るまでの要介護認定、ケアマネジメント、事業者のサービス提供等の各段階において、制度運用が適切に行われなければなりません。

本町は、平成12年の介護保険制度施行以来、介護給付の適正化を進めています。具体的には、「埼玉県介護給付適正化計画」に基づき、縦覧点検による過誤調整を始めとする取り組みを進め、介護給付費の適正化を通じ持続可能な介護保険制度を構築します。

小施策1 要介護認定の適正化

① 要介護認定の適正化

新規の申請に対する認定調査については、県外居住等の特別な事情を除き、介護保険制度施行当初から町直営にて実施しており、今後も同様に実施していきます。また、調査員の知識向上のため研修会等への積極的な参加を促します。

介護保険を申請する人の中には、認定を受けたものの介護サービスの利用がない人がいることから、申請受付時に相談を受け、適切なサービスの紹介を行います。

小施策2 ケアマネジメントの適正化

サービス利用の適正化を図るため、ケアプランの確認指導を行うことにより、ケアマネジャーのスキルアップを図ります。また、事業所の特性を確認することにより、利用の適正化を推進します。

① 適切なケアプランの推進

適切なケアプランを推進していくために、地域包括支援センターと連携、協力し、また、埼玉県国民健康保険団体連合会システムを有効に活用しながら、ケアプランの確認、分析を実施します。

② 住宅改修等の点検

住宅改修については、申請手続きの方法や改修の必要性について、改修事業者や担当ケアマネジャーへの指導をより徹底し、改修後の実地確認・点検を充実します。

軽度者への福祉用具貸与については、厚生労働省の示す基準を踏まえ、ケアマネジャーへの指導及び内容確認を徹底します。

■実績と見込量

年度	実績		(見込)	見込量			
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	7年度
改修後の実地確認件数	3件	10件 (56%)	16件 (70%)	20件 (100%)	20件 (100%)	20件 (100%)	20件 (100%)

③ 研修会等の開催

研修会等については、町単独での開催や他市町や埼玉県と連携して開催するなど、検討しながら行っていきます。

小施策3 事業所のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化

① 指導・監査

町内の対象事業所の指導等については、町の指導実施計画や「介護保険施設等実地指導マニュアル」等の指針に基づき、実施していきます。また、県の指導、監査等にも同席するなど連携を図ります。

【対象事業所】 指定地域密着型介護サービス事業所
指定居宅介護支援事業所

■実績と見込量

年度	実績		(見込)	見込量			
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	7年度
実施件数	0件	2件	3件	5件	4件	3件	4件

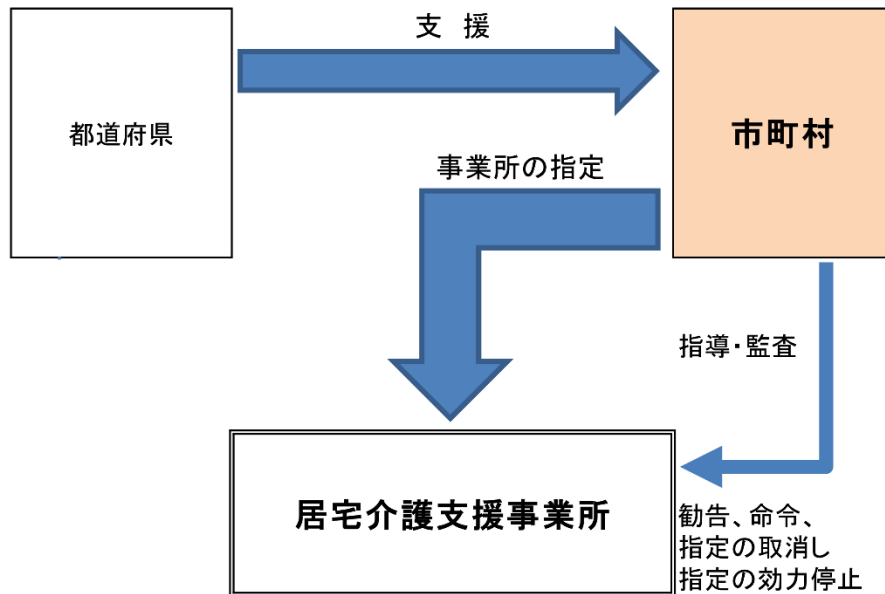
□居宅介護支援事業所の指定

介護保険法の改正により、平成30年4月1日から居宅介護支援事業所の指定権限が市町村に移譲されたことから、事業者への適切な指導及び監督を実施します。

また、事業者の指定等を行うことで、本町の保険者としての機能強化が図られるため、本町の特性にあった効果的なサービスが展開され、要介護度の改善がされるなど具体的な成果につなげられるように取り組んでいきます。

第3章 介護・福祉施策の推進

■居宅介護支援事業所の指定のイメージ



② 苦情・通報情報の適切な把握及び分析

様々な苦情、相談等に対応する町独自のマニュアルや様式等を整備し、関係機関と連携を図り対応していきます。

③ 不当請求あるいは過誤請求の多い事業者への重点的な指導

埼玉県国民健康保険団体連合会システム等を有効活用し、それぞれの事業所の特徴を把握し、必要があれば県との連携を図り指導等を行います。

④ 介護給付費通知の送付及び受給者等から提供された情報の活用

サービス利用者に自分が利用した介護サービス内容や回数等に間違いがないか確認してもらうとともに、介護保険制度の理解を深めてもらうために、年2回介護給付費通知を送付していきます。

⑤ 国保連合会介護給付適正化システムの活用

埼玉県国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムを活用し、医療情報との突合及び縦覧点検を実施します。

疑義があると思われるケースについては、電話での確認やサービス利用票、給付管理票及び確認書類等の提出を求め、適正な介護サービスを提供しているか確認を行います。

また、介護保険担当だけでなく、各医療保険担当とも連携を図って実施していきます。

修正が必要な給付費があった場合は、過誤調整等を行います。

小施策4 制度の周知

① 介護保険制度に関する周知・啓発

町の広報やホームページの活用、高齢者に対する福祉サービスのパンフレットなど分かりやすい情報の提供に心掛け、制度やサービスの内容の周知を行います。

また、出前講座等の機会を利用し、老人クラブ、各種団体へより分かりやすい説明を実施し、ひとり暮らし高齢者等で情報が届きにくい方などへの配慮もしていきます。

施策2-2. 介護に関するあらゆる負担の軽減

小施策1 低所得者への負担軽減対策

介護サービスが必要でありながら、経済的な理由で利用ができなかったり、制限されたりすることがないように、個別の事情に応じた利用者負担の軽減策を実施しています。

今後も、経済的な理由で必要なサービスを受けられないことがないように、引き続き、低所得者の経済的負担軽減策を実施していくとともに、各種制度についての周知を図ります。

① 高額介護（介護予防）サービス費給付

介護保険のサービスに対して支払った1か月ごとの利用者負担の合計が、世帯の所得状況等により設定された一定の上限を超えた場合、超えた分を高額介護サービス費として支給します。

② 高額医療・高額介護合算制度

医療保険と介護保険の両方の自己負担を合算し、世帯の所得状況等により設定された一定の上限を超えた場合、超えた分を高額医療合算介護サービス費として支給します。

③ 特定入所者介護（介護予防）サービス費給付

施設サービスの居住費や食費等の利用者負担額が、世帯の所得状況等により設定された利用限度額を超えた場合、超えた分を特定入所者介護サービス費として支給します。

④ 社会福祉法人等への利用者負担額軽減制度

低所得者で生計が困難な介護保険サービス利用者の利用者負担額を軽減する社会福祉法人等に対し、その軽減額を助成することにより、低所得者の利用支援を図ります。

⑤ 介護サービス利用料補助金制度

低所得者（住民税非課税世帯）の方が、在宅の介護サービス等を利用した場合に、利用者負担額の一部を町が補助する介護サービス利用料補助金制度の周知及び利用促進を図ります。

小施策2 家族介護者への支援

介護保険法等の改正や国の示す指針において、「自立支援、介護予防・重度化防止の推進」「介護に取り組む家族等への支援の充実」が明記されるなど、介護予防や家族介護者(ケアラー)の介護負担の軽減、介護離職の防止も重要な課題となっています。

在宅介護実態調査では、「主な介護者の方が不安を感じる介護」について、「外出の付き添い、送迎等」「認知症状への対応」で、主な介護者の不安が大きくなっています。

これらを踏まえ、介護者への支援では、家族介護者の精神的・身体的負担軽減を図るため、相談体制の充実や介護者同士の交流支援に取り組んでいく必要があります。家族介護者の介護に対する不安や経済的負担の軽減のため、相談やケア体制の充実を図ります。

① 家族介護者支援手当の支給制度

重度な在宅要介護者(要介護4又は要介護5の認定者)を介護する家族に対して、月額 5,000 円の手当を支給することにより、家族介護者の経済的な負担の軽減を図ります。

■実績と見込量

年度	実績		(見込)	見込量			
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	7年度
支給延人数	36人	27人	28人	30人	30人	30人	32人

小施策3 持続可能な介護現場に向けた取り組み

① 介護人材の確保、定着、育成

全国的に高齢化が進む中、介護を担う人材の不足が課題となっています。国によれば、団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年には、約 38 万人の介護人材の不足が生じると推計されています。介護職員のスキルアップや働きやすい環境づくりのさらなる促進のため、国、県と連携し、介護人材の確保、定着、育成につながる支援に取り組めます。

② ICTの導入等、介護現場革新にかかる取り組み

ICT(情報通信技術)の発展により、社会の様々な分野において生産性の向上やサービスの質の向上が図られています。

介護現場においても導入が求められており、町でも先進事例の検討や横展開を通して、介護現場革新につながる取り組みを行います。

基本目標3 住み慣れた地域で暮らしていくために

施策3-1. 地域包括ケアシステムの推進

社会福祉法が改正され、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものとなりました。

2040年を見据えて、また、地域共生社会の実現を目指して、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の促進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化などの社会福祉基盤の整備とあわせて、介護保険制度に基づく地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組みます。

■日常生活圏域の設定

日常生活圏域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件、現在整備されている介護給付等対象サービスを提供する施設等の状況を勘案し、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、その圏域ごとに基盤を整備していくことが必要とされています。

日常生活圏域の設定基準が人口3万人程度を1つの圏域として設定することが望ましいとされていることから、本町においては、第7期計画と同様に町全体を1つの圏域として設定します。

□ちちぶ版地域包括ケアシステムの推進

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活を維持できるようにするため、団塊の世代が75歳以上となる2025年や、その先の2040年に向け、「介護」・「予防」・「医療」・「生活支援・福祉サービス」・「住まい」が一体的に提供される地域包括ケアシステムの推進を図る必要があります。

秩父地域では、介護サービスや福祉サービス、医療受診の状況などが秩父郡市全域にわたるケースが多いため、秩父地域全体での多職種が連携したネットワークをちちぶ定住自立圏の事業を活用して、地域包括ケアシステムの実現に向けての政策的支援を行うことを目的とした「ちちぶ版地域包括ケアシステム」を立ち上げであり、構成する秩父地域の1市4町で更なる連携強化を図ります。

《ちちぶ版地域包括ケアシステムの組織概要》

○ちちぶ圏域ケア全体会議について(事務局:秩父市)

- ・ 1市4町の地域包括ケア推進会議と調整を図って、定住自立圏として政策提言・資源開発・行政計画を進めて行く。

第3章 介護・福祉施策の推進

- ・ 圏域ケア全体会議と各市町の地域包括ケア推進会議の調整を図るため、必要に応じて随時担当課長会議を開催する。

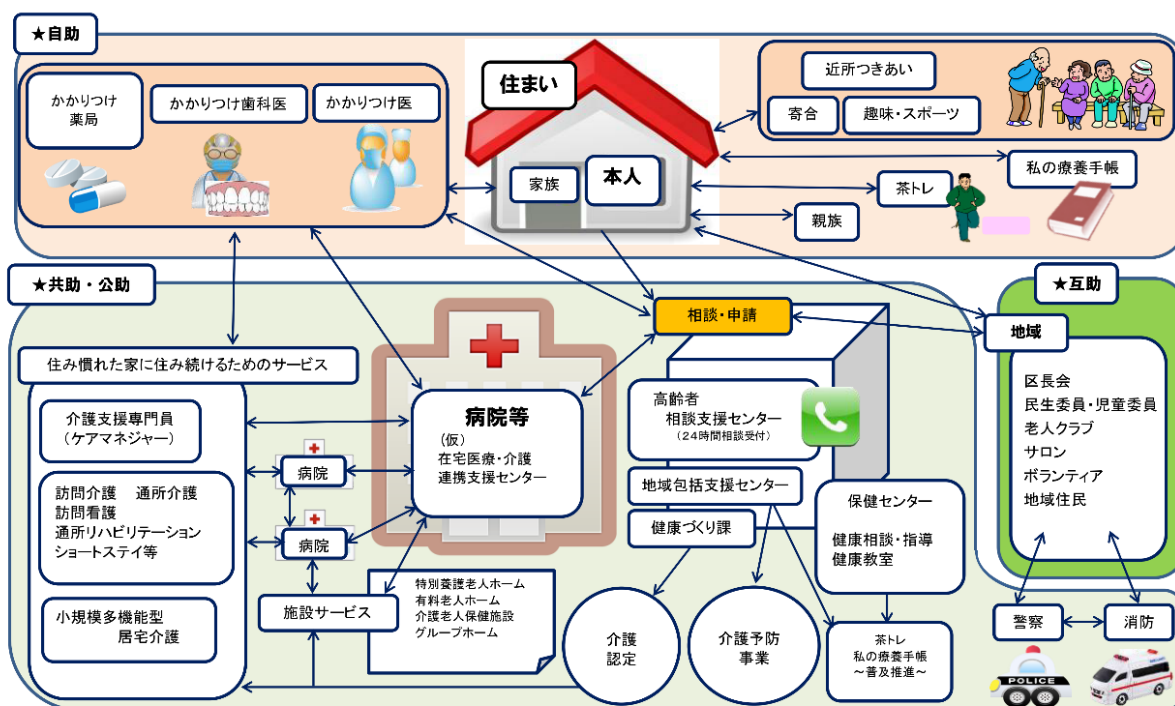
○ちちぶ圏域ケア連携会議について(事務局:秩父市立病院連携室)

- ・ ちちぶ圏域内における地域課題の検討から解決事例のノウハウを蓄積し、圏域内の共通課題を抽出し、課題解決に向けた検討、調整をする。
- ・ 連携会議において抽出された課題解決に向け、必要に応じて政策・施策・資源開発等を各市町の地域包括ケア推進会議や圏域ケア全体会議に提言する。
- ・ 圏域内における医療・保健・福祉・介護・住民等が連携して、圏域内が住みやすい環境になるための連携を図る。(多職種連携の推進)
- ・ 圏域内における地域ケア会議同士の連携を図る。
- ・ 委員については職能団体より選出されているが、検討内容・課題内容に応じて柔軟に委員を選出し、協議・対応する。

○1市4町の地域包括ケア推進会議について(事務局:各市町の担当課)

- ・ 圏域ケア全体会議・圏域ケア連携会議と調整を図りながら、各市町の政策提言・資源開発・行政計画を進めて行く。
- ・ 各市町が圏域内の連携を図る部分と地域特性に応じた部分とを振り分けて推進していく。
- ・ 委員は、各市町で選出。(4師会は推薦依頼による)

■ちちぶ版地域包括ケアシステムのイメージ



① 保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取り組みの推進

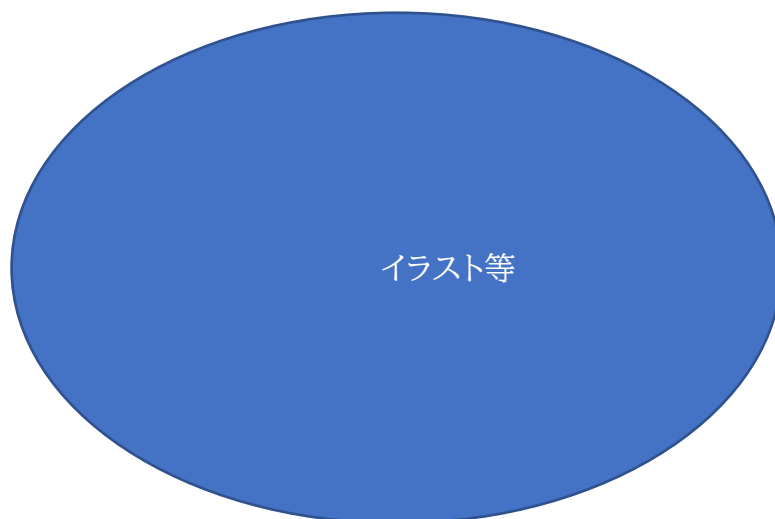
高齢化が進展し、総人口・現役世代人口が減少する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに、持続可能な介護保険制度を維持するためには、保険者機能を強化し、地域の課題を分析して、高齢者がその有する能力に応じた自立した生活を送るための取り組み(自立支援・重度化防止)を進めることが重要となっています。

このことを受けて、平成30年度より高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取り組みを推進するため保険者機能強化推進交付金が創設されました。

また、令和2年度には、保険者による介護予防及び重度化防止に関する取り組みについて、更なる推進を図るため、新たな予防・健康づくりに資する取り組みに重点化した介護保険保険者努力支援交付金が創設されました。

本町では、保険者機能強化推進交付金等を活用し、自立支援・重度化防止に向けた取り組みとして、地域の実態把握・課題分析を行い、地域における共通の目標(計画値)を設定し、その目標(計画値)を関係者間で共有するとともに、その取り組みの実績を評価します。

また、目標達成に向けた活動を継続的に改善する取り組みである「PDCAによる地域マネジメント」を推進することで、より一層の保険者機能の強化を図ります。



② 在宅医療・介護連携の推進

介護だけでなく、医療の支援を必要とする高齢者が増加している中であって、こうした要介護者とその家族を支援する体制を構築することが求められています。

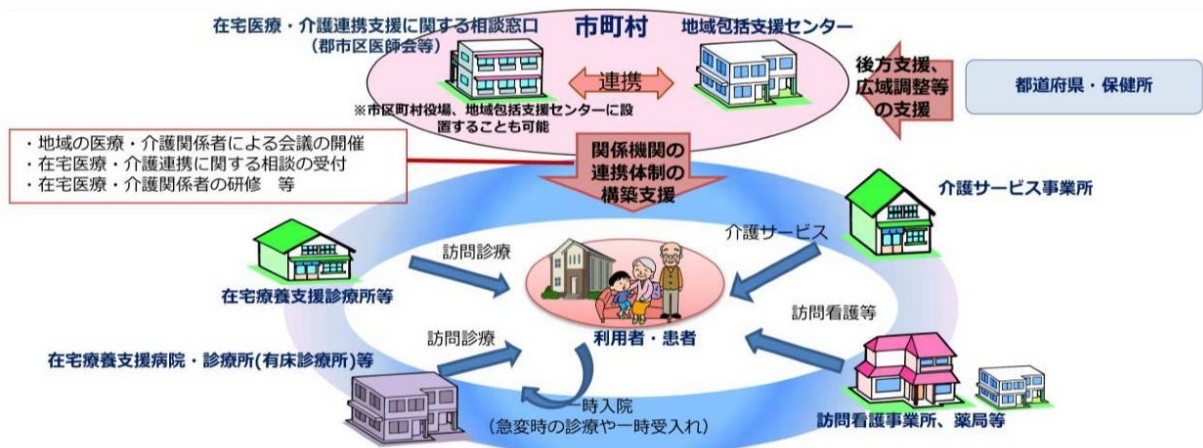
在宅医療・介護連携の推進により、在宅医療及び介護が円滑に提供される仕組みを構築し、高齢者ができる限り自宅等の住み慣れた場所で療養し、自分らしい生活を続けるために、退院支援から日常の療養支援、病状の急変時の対応まで様々な場面で在宅医療と介護がそれぞれの役割を分担しつつ、緊密に連携して高齢者とその家族を支えていくことが必要です。

そのため、適切な在宅でのケアにより、安心して自宅で過ごすことができるよう、医師・歯科医師・薬剤師・リハビリ専門職・看護師などの医療関係の専門職と介護支援専門員や介護福祉士などの多様な組織や職種における情報連携と目的を共有することにより、地域包括ケアの強化を図ります。

また、看取りに関する取り組みや、地域における認知症の方への支援体制づくりを推進し、感染症や災害時においても継続的なサービス提供が維持できるよう地域における医療・介護の連携のより一層の強化を図ります。

- 地域の医療・介護資源の把握
- 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進
- 医療・介護関係者の情報共有の支援
- 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- 医療・介護関係者の研修
- 地域住民への普及啓発
- 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

■在宅医療・介護連携の推進のイメージ



施策3-2. 認知症支援策の推進

今後の急速な高齢化に伴い、認知症高齢者はさらに増加していくことが見込まれます。こうした中、認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように本人やその家族への一層の支援を図るとともに、本人の状態に応じた適切なサービスを提供していく必要があります。

国においては、令和元年6月に認知症施策推進関係閣僚会議において「認知症施策推進大綱」が取りまとめられました。

新オレンジプランの7つの柱を再編した、「①普及啓発・本人発信支援」「②予防」「③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援」「④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人の支援・社会参加支援」「⑤研究開発・産業促進・国際展開」の5つの柱に沿って施策を推進することが求められています。

これらの動向を踏まえながら、認知症の状況に応じた適切な医療や介護サービスの流れを示した認知症ケアパスや認知症についての正しい知識の普及、情報提供を推進します。

小施策1 認知症に対する知識の普及・啓発

① 認知症ケアパスの周知

認知症の人の生活機能障害の進行にあわせ、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるのか、具体的な機関名やケア内容等を整理し、情報提供していきます。

② 認知症サポーター養成講座

認知症について正しく理解し、認知症高齢者やその家族を温かく見守る応援者となる「認知症サポーター」を養成します。

■実績と見込量

年度	実績		(見込)	見込量			
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	7年度
実施回数	7回	2回	3回	3回	3回	3回	3回
参加 延べ人数	142人	144人	100人	100人	100人	100人	100人

③ 認知症高齢者とその家族等の支援

認知症高齢者やその家族への支援を行うため、地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、相談体制の充実を図るとともに、相談先の周知も徹底して行います。また、認知症の人本人同士が語り合う「本人ミーティング」の実施等を通じた本人の意見の把握など、施策の企画・立案、評価への本人視点の反映に努めます。

④ 学校教育等における認知症への理解の推進

学校教育において、高齢者との交流活動など、高齢社会の現状や認知症の人を含む高齢者に対する理解を深めるような教育を推進するとともに、小・中学校での認知症サポーター養成講座の開催を推進します。

⑤ 介護マークの普及

介護マークは、認知症や障がいのある方などを介護している方が、周囲から偏見や誤解等を受けることがないように、介護中であることを理解してもらうためのマークです。介護マークを介護者の方に安心して使っていただけるように普及を推進します。

■介護マーク



小施策2 認知症の方への支援の強化

① 認知症初期集中支援

認知症またはその恐れのある方やご家族に対し、関係機関と連携を図りながら、医療機関への受診や介護保険サービスの利用など助言と支援を行います。

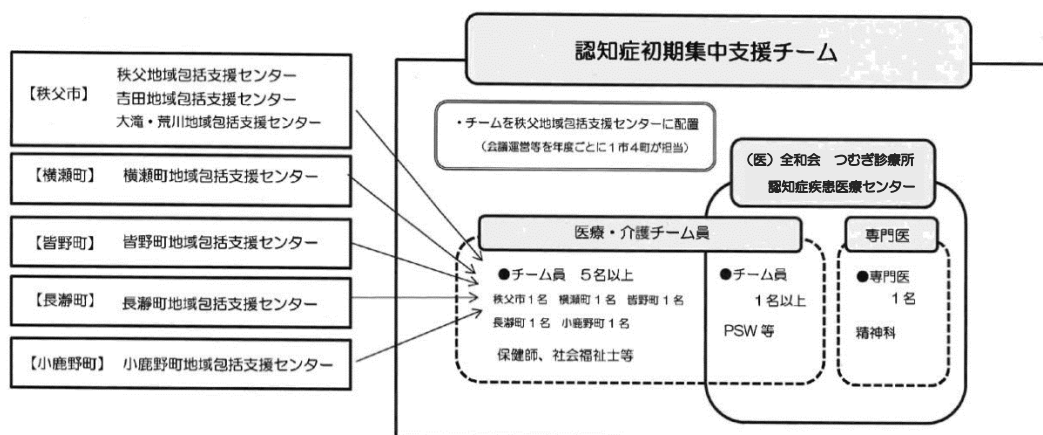
また、地域包括支援センターでの認知症相談、認知症予防の取り組みを充実させ、認知症地域相談員・認知症地域支援推進員の配置及び認知症初期集中支援チームの充実を図ります。

※秩父圏域では、1市4町で連携して「認知症初期集中支援チーム」を配置し、認知症の方を支援するネットワークを構築することにより、ちちぶ版地域包括ケアシステムの充実を図ります。

■実績と見込量

年度	実績		(見込)	見込量			
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	7年度
相談会人数	1人	2人	2人	3人	3人	4人	5人

■ちちぶ版 認知症初期集中支援チームのイメージ



② 認知症予防の推進

認知症の早期発見、早期対応に向け、支援対象者の把握を行うとともに、認知症の疑いがある場合の相談先の周知を図り、早期治療へとつなげます。

本町では、介護予防教室や認知症予防教室を実施するとともに、関係事業を通じての認知症予備軍の把握や予防事業への勧奨を進めます。

また、認知症の予防に関する調査研究の推進及び高齢者等が身近に通うことができる「通いの場」等の拡充や通いの場等におけるかかりつけ医・保健師・管理栄養士等の専門職による健康相談等の認知症予防を推進します。

③ 第2号被保険者への支援

65歳未満の働き盛りに発症する若年性認知症や脳卒中等の後遺症による高次脳機能障害を含む認知障害への理解が深まるように啓発活動に取り組むとともに、予防・早期発見・早期対応のための総合的な支援体制の構築を図ります。

また、介護保険担当と障害福祉担当との連携を深め、器質性精神障害としての適切な診断につなげるなど切れ目のない支援体制の構築に取り組みます。

④ 地域との連携

家族介護者が身近な地域で気軽に相談できるよう、地域包括支援センターに相談窓口としての中心的機能を設置し、保健・医療・福祉関係の機関との連携を図るとともに、民生委員・児童委員や老人クラブ、ボランティア団体などの協力のもと、認知症高齢者とその家族を地域全体で支え合う体制を整備していきます。

⑤ 施設との連携

グループホームや介護老人福祉施設などと連携を図りながら、認知症高齢者とその家族を支援する相談体制を整備していきます。

⑥ 認知症カフェの推進

認知症の人とその家族、地域住民等がカフェ等の形態で集い、認知症の人を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担を軽減するとともに、介護保険事業者や地域住民などと連携し、認知症予防の取り組みを効果的に推進していきます。

■実績と見込量

年度	実績		(見込)	見込量			
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	7年度
開催回数	4回	11回	9回	12回	12回	12回	12回
延べ参加人数	62人	107人	70人	70人	70人	80人	100人

基本目標4 安全・快適な暮らしのために

施策4-1. 情報提供の充実

介護保険制度がスタートして以来、サービスの利用者は年々増加し、介護保険制度の理解については住民の間に浸透してきました。しかし、住民の方から介護サービスの利用方法等、介護保険制度の問い合わせもまだ多くあります。今後も引き続き、保健、介護、福祉に関する必要な情報をわかりやすく高齢者やその家族に積極的に提供していきます。

① 総合的、包括的な情報提供

地域包括支援センターを中心に、保健、介護、福祉に関する情報を一元的に得ることができるよう、窓口の体制を充実してきました。

今後も引き続き、地域包括支援センターを中心に、窓口の体制を充実していきます。

② 積極的な情報提供

町の広報紙、ホームページ、各種パンフレットなどにより、サービス利用方法やサービスの種類などの情報をわかりやすく提供してきました。

今後も、介護サービスの種類等の情報を積極的に提供するとともに、高齢者団体等への出前講座など、積極的に情報提供をしていきます。

施策4-2. 安全・安心な生活環境の整備

小施策1 安全・安心な地域づくりの推進

高齢者が自立し、こころ豊かに安心して快適に暮らせるよう、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進します。

また、高齢者等を見守るためのネットワークの連携と強化を図り、緊急時における高齢者への支援体制を確立します。

① バリアフリーのまちづくりの促進

車いすを使用する高齢者や身体機能の低下した高齢者が外出しやすくなるよう、町民や民間事業者との連携により、公共施設及び民間施設のバリアフリー化(スロープ、手すり、エレベーター、多機能トイレの設置等)の推進を図るとともに、バリアフリー化された道路ネットワークの形成を図ります。

② 高齢者の集いの場所(高齢者サロン)の確保

高齢者の健康と生きがいづくり及び閉じこもり防止のため、誰もが気軽に立ち寄れる「お茶飲み広場」のような高齢者の集いの場所を開設しています。

今後も、地域福祉計画との整合性を図りながら身近な会場で気軽に参加できるよう、地域との協力体制を整えていきます。

■実績と見込量

年度	実績		(見込)	見込量			
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	7年度
設置箇所	5箇所	6箇所	6箇所	7箇所	7箇所	8箇所	9箇所

③ 緊急通報システム事業

慢性的な病気等があって、常時注意が必要なひとり暮らしの高齢者が安心して生活できるように、緊急事態の際に通報できる電話回線を利用した緊急通報システムの普及を促進しています。

民生委員・児童委員等との連携により、ひとり暮らし等の高齢者を把握し、高齢者が安心して生活できるように、緊急通報システムの利用を促進します。

■実績と見込量

年度	実績		(見込)	見込量			
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	7年度
利用者数	45人	39人	35人	38人	38人	40人	40人

第3章 介護・福祉施策の推進

④ 高齢者見守りネットワークの強化

地域包括支援センターや地域で高齢者と接する機会が多い関係機関や事業者等による高齢者見守りネットワークや、配食サービス等安否確認ができるサービスを活用して、地域での支え合いを通じて高齢者を見守る体制を強化します。

⑤ 生活支援のための体制の整備

在宅で支援の必要なひとり暮らしの高齢者等の自立支援と要介護状態への進行を防止するため、買い物などの軽易な日常生活上の支援体制の整備を関係機関と連携を図りながら検討していきます。

また、身体機能の低下等により、独立して生活することに不安のある高齢者に対して、ケア会議等を開催し、生活支援の方法について地域全体で高齢者を支えています。

⑥ 横瀬町総合福祉センター

1階に老人福祉センター、2階に保健センターを併設する複合施設です。高齢者の健康づくり、生きがいづくりの拠点となる施設です。横瀬町社会福祉協議会の事務所も当施設に置かれています。今後も、引き続き健康の増進、教養の向上、レクリエーションの実施など生きがいの場の提供に努めます。

小施策2 災害・感染症対策の推進**① 災害時に備えた体制づくり・地域との連携**

高齢者の避難方法、避難後の生活や介護・支援体制等、災害時に必要な対応について横瀬町地域防災計画及び横瀬町避難行動要支援者避難支援プラン(全体計画)に基づき、災害時に備え、関係者の連携体制を構築します。

特に、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯等の場合は、消防団等の支援機関や地域支援者の支援がないと、災害時の避難は困難です。このため、横瀬町避難行動要支援者避難支援プラン(個別計画)に基づき、緊急時における避難の体制を整備します。

また、日頃から介護事業所等と連携し、避難訓練の実施や防災啓発活動、介護事業所等におけるリスクや、食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄・調達状況を確認するとともに、介護事業所等で策定している災害に関する具体的計画や災害の種類別に避難に要する時間や避難経路等についても定期的な確認をするなどの体制を構築します。

② 災害時の区長会、民生委員等、関係機関の連携

要介護者等は、避難後も食事から排せつに至るまで、通常の避難所における対応では、大きな支障が生じることが予想されます。こうした避難後の在り方を検討していくとともに、区長会、民生委員・児童委員、日本赤十字奉仕団等との災害時の連携体制を構築します。

③ 感染症対策の推進

令和2年(2020年)に発生した、新型コロナウイルス感染症の流行は、高齢者が重症化しやすいことや介護施設等においてクラスターが発生したこと等を背景に、全国的に介護・福祉事業の在り方等に変化をもたらしました。

これを踏まえ、介護事業所等と連携し、訓練の実施や感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築等を支援します。

このため、介護事業所等が感染症発生時においてもサービスを継続するための備えが講じられているかを定期的に確認する体制を構築するとともに、介護事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務にあたることのできるよう感染症に対する研修の機会を充実します。

また、都道府県や保健所等の関係機関と連携した支援体制も整備します。

小施策3 人権・権利擁護の推進

地域包括支援センター及び社会福祉協議会等との連携により、認知症高齢者等の権利擁護に関する制度の周知を図るとともに、認知症高齢者等を支援することを目的として、成年後見制度に係る経費の一部について助成する制度を実施します。

また、高齢者が虐待に遭うケースも増えているため、高齢者の人権を守るために、虐待を早期に発見し、関係機関と連携した体制を整備します。

① 成年後見制度等の普及啓発

地域包括支援センターを中心に、成年後見制度に関する情報提供や成年後見に取り組む団体等の紹介を行い、制度の利用促進を図ります。

横瀬町社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業についても普及啓発を行います。権利擁護を推進するため、市民後見人の育成について検討します。

② 消費者被害の防止

悪質な訪問販売等の消費者トラブルや、振り込め詐欺等の特殊詐欺の手口が多様化、深刻化し、特に高齢者の被害が多くなっていることから、埼玉県消費生活支援センター等と連携し、消費者教室等を開催し、正しい情報の選択ができるよう、被害防止に関する情報を提供・啓発します。

また、地域において高齢者を見守り、被害を早期に発見するとともに、消費生活相談につなげる体制の整備を図ります。

③ 高齢者虐待の防止・早期発見及び権利擁護事業の実施

被虐待高齢者の存在については、主治医による把握、地域包括支援センターを中核としたネットワークからの把握、認定調査員による報告、介護提供事業者(ケアマネジャー、ヘルパー等)による把握等、広く情報を収集し、早期発見・早期対応の体制を整備します。また、認知症等によって自ら介護の必要性を訴えられない高齢者には、成年後見制度など必要なサービスの利用を支援します。

④ 高齢者虐待防止ネットワークの構築

高齢者虐待防止への正しい知識を普及啓発し、地域包括支援センターを中核として医療機関、民生委員・児童委員等地域関係者などと連携を図り、地域社会全体で虐待防止のために地域ネットワークの構築を推進します。

また、介護者の「介護疲れ」が虐待の原因になるとも考えられていることから、家族介護者への介護経験者同士が介護経験を共有し、学び合うなかから介護で疲れた心身の健康を回復していくことによって、虐待を予防する環境をつくります。

小施策4 高齢者住居の整備推進

高齢者一人ひとりの環境に対応した住まいや福祉施設の相談・支援を図ります。

① 養護老人ホーム

65歳以上で、環境上及び経済上の理由により、居宅において生活することが困難な人を養護し、自立した生活を送っていけるよう必要な支援を行うことを目的とする施設です。町内に施設はありませんが、秩父郡市内の市町と連携し、必要に応じて措置入所を行っていきます。

② 軽費老人ホーム（ケアハウス）

60歳以上で、身体機能の低下等（自炊ができない程度）が認められ、高齢を理由として単身生活に不安が認められる人で、家族の援助を受けることが困難な人が入居できる施設です。町内に施設はありませんが、秩父郡市内の市町と連携し、情報提供等を行っていきます。

③ 有料老人ホーム

高齢者が契約に基づき、一定の金額を負担して入居する施設です。常時10人以上の高齢者を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的としています。町内に施設はありませんが、秩父郡市内の市町と連携し、情報提供等を行っていきます。

施策4-3. その他の高齢者福祉施策

① 百歳長寿の祝い事業

町内居住の百歳になられた高齢者の長寿を寿詞、記念品等により祝福します。

② 健康長寿祝金支給事業

町内居住の77歳以上の節目(77歳・88歳・90歳・100歳)の高齢者に対し長寿を祝福し、健康長寿祝金を支給することにより健康の保持を奨励し、福祉の増進を図ります。

■実績と見込量

年度	実績		(見込)	見込量			
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	7年度
対象者	145人	169人	168人	211人	176人	188人	313人

③ 高齢者日常生活用具給付事業

65歳以上の低所得者のひとり暮らし等高齢者に、「電磁調理器」、「火災警報器」、「自動消火器」を給付します。

④ 横瀬町公共交通運行事業

ご希望の時間を予約して、他の予約者と乗合せながら、自宅等から目的地まで利用できる「デマンド(予約)型乗合タクシー」を運行することにより、運転免許証自主返納高齢者など移動手段のない高齢者等への通院や買い物などの支援を行います。(運行区域:町内全域から秩父市内3か所まで)

⑤ 敬老会事業

地域福祉事業の一環として、町内居住の75歳以上の高齢者を対象に、敬老会を開催することにより、長寿を祝福し、敬意を表すことにより、町民全体で高齢者を敬う環境を整え、あたたかいところが和むまちづくりを推進します。

なお、今後は感染症対策などを踏まえた実施方法等を検討します。

■実績と見込量

年度	実績		(見込)	見込量			
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	7年度
参加者数	303人	300人	中止	300人	300人	300人	300人

基本目標5 社会の一員として生きがいある暮らしのために

施策5-1. 社会参加の促進

高齢者が生きがいを持ちながら、様々な機会を通じて支援し合うことができるよう、高齢者が主体的に活動(運動・地域貢献・就業等)することが必要であり、高齢者の社会参加の機会の充実に取り組みます。これにより、ボランティア活動を推進して地域住民がともに支え合う地域づくりを支援します。

① 高齢者の就労支援

高齢者が、自らの豊かな経験と知識を活用し、働くことを通じて、高齢者が社会参加する機会を作るとともに、地域社会に貢献する喜びを感じることができる環境を整えるため、シルバー人材センター等への活動を支援していきます。

② 老人クラブへの支援

地域を基盤として、高齢者の生きがいづくりや社会参加活動を推進する自主組織である老人クラブに対して、その活動、事業の育成を図っています。

地域でのきずなを深め、地域づくりを積極的に推進するため、会員相互の交流を深める輪投げ、グラウンドゴルフなどのスポーツ・レクリエーション活動や健康教室、健康体操など健康づくりのための講座等、老人クラブ活動を支援していきます。

③ 高齢者ボランティアの育成

高齢者人口が増加する中、地域における健康づくり、介護予防など、住民一人ひとりの支え合いによるまちづくりがますます重要になっています。

今後も、元気な高齢者が支援を必要とする高齢者を支える活動など、高齢者自身によるボランティア活動を推進するために、横瀬町社会福祉協議会等と連携しながら、元気な高齢者ボランティアの育成と環境づくりを進めます。

施策5-2. 生涯学習、地域活動の促進

高齢期においても住み慣れた地域社会で、充実した心豊かな暮らしを送るためには、高齢者が生涯学習やスポーツ活動または趣味等に積極的に参加し、仲間づくりを行い、生きがいを持って生活していくことが重要です。

このため、公民館での講座等の情報を提供し、高齢者が多様な生涯学習、地域活動を行うことができる環境を充実するとともに、高齢者団体の自主活動を支援していきます。

① 生涯学習活動への支援

公民館での文化協会のサークル活動等への支援を通じて、高齢者の学習機会の充実を図ってきました。

健康づくり、生きがいづくりにおいて、スポーツ・レクリエーション活動の役割は大きくなっていますが、年齢に合ったメニューが不足しています。また、世代間交流の機会も充実が必要です。

今後も教育委員会等との連携を強化して、高齢者の状況に応じた健康・スポーツ教室などのメニューを充実し、生涯を通して楽しく気軽にできるスポーツ・レクリエーション活動を推進します。

また、横瀬町社会福祉協議会で実施している、小・中学校と連携した高齢者と子どもたちとの世代間交流事業をさらに充実し、次世代育成等、幅広い施策を視野に入れた、生涯学習活動を展開します。

地域の伝統行事等を若い世代に伝えるため、高齢者の豊富な知識と技術を生かした社会参加の場の促進と地域のふれあいの場の拡充を図ります。

施策5-3. 地域社会の理解の促進

高齢者が健康で自立した生活を送るためには、地域の人の温かい支援と理解が必要です。

疾病の発症や加齢に伴う機能低下の予防を進め、高齢者や障害のある人が地域社会へ受け入れられ生き生きと暮らせるよう、地域で支え合う社会を構築するために既存の組織等と連携して、住民の理解を深めます。

① 地区組織、ボランティア組織の育成

民生委員・児童委員と連携し高齢者への日常的な声かけなど、地域で高齢者を見守る活動を実施していきます。

日本赤十字奉仕団等それぞれの組織の目的に応じて、支え合いの社会を目指すための働きかけを行います。また、横瀬町社会福祉協議会のボランティアセンターと連携し、高齢者を支えるボランティア組織の育成に努めます。

第4章

事業量及び給付費

第4章 事業量及び給付費

1. 介護保険サービス事業量の推計

高齢者の多くが、住み慣れた地域や在宅での介護を希望しています。団塊の世代が後期高齢者となる令和7年度に向けて、介護が必要となった場合でも、できる限り自立した生活が送れるよう、また医療病床から退院後に在宅医療の受け皿として、訪問看護やリハビリテーション系サービスの利用を促進し、重度化を防ぎます。

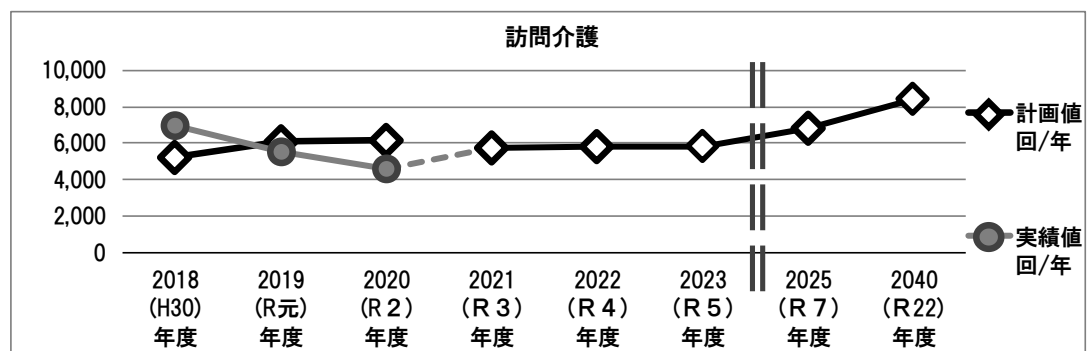
(1) 居宅サービス

① 訪問介護

介護福祉士、訪問介護員(ホームヘルパー)などによって入浴、排せつ、食事等の介護など、日常生活上の支援を行うサービスです。サービス必要量の確保を図るとともに、サービスの質の向上を目指します。

■実績と見込量

サービス名	項目	単位	第7期計画			第8期計画			長期推計	
			2018 (H30) 年度	2019 (R元) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2025 (R7) 年度	2040 (R22) 年度
訪問介護	計画値	回/年	5,256	6,110	6,210	5,731	5,791	5,791	6,790	8,376
	実績値	回/年	6,980	5,550	4,630					
	達成率	%	132.8	90.8	74.6					

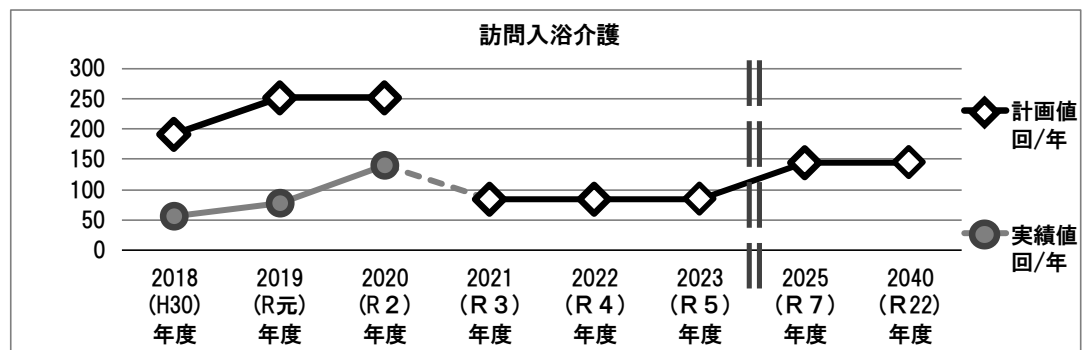


② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

寝たきりなどで入浴が困難な方の居宅を訪問し、浴槽を持ち込んで入浴介護を行うサービスです。サービス必要量の確保を図るとともに、サービスの質の向上を目指します。

■実績と見込量

サービス名	項目	単位	第7期計画			第8期計画			長期推計	
			2018 (H30) 年度	2019 (R元) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2025 (R7) 年度	2040 (R22) 年度
訪問入浴介護	計画値	回/年	192	252	252	84	84	84	144	144
	実績値	回/年	57	77	139					
	達成率	%	29.7	30.6	55.2					
介護予防 訪問入浴介護	計画値	回/年	0	0	0	0	0	0	0	0
	実績値	回/年	0	0	0					
	達成率	%	-	-	-					

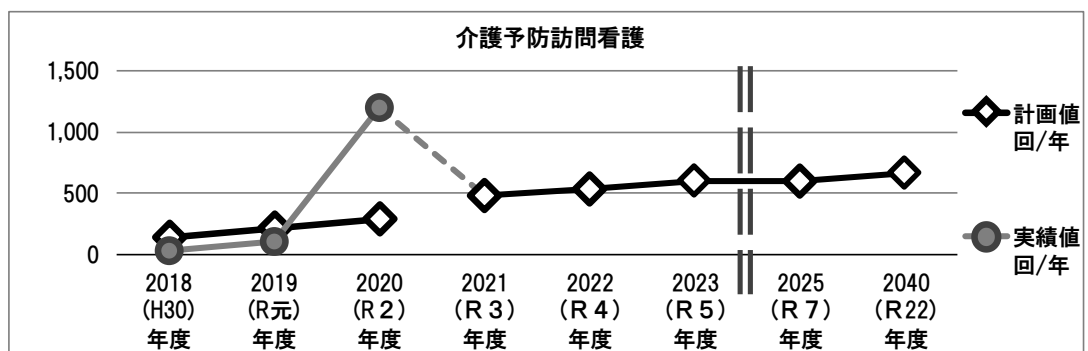
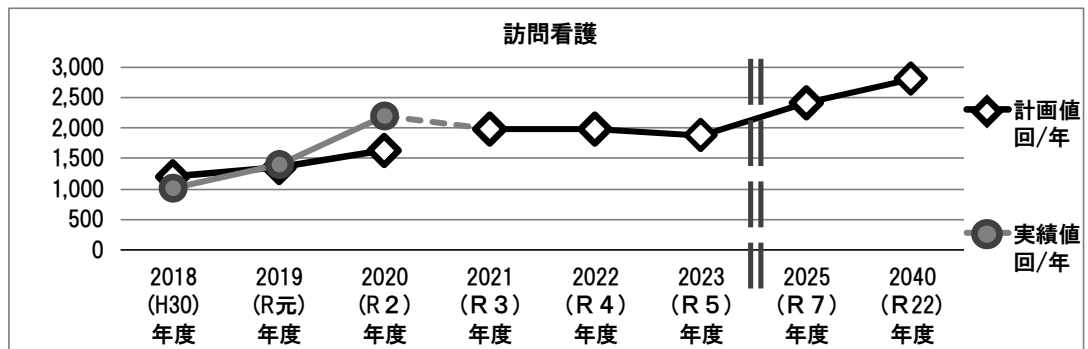


③ 訪問看護・介護予防訪問看護

主治医の指示書に基づき、看護師などが家庭を訪問して療養生活の支援または必要な診療補助を行うサービスです。特定疾病等により、訪問看護の必要なケースが増加傾向となっています。医療機関等と連携を図り、サービス提供体制の整備をしていきます。

■実績と見込量

サービス名	項目	単位	第7期計画			第8期計画			長期推計	
			2018 (H30) 年度	2019 (R元) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2025 (R7) 年度	2040 (R22) 年度
訪問看護	計画値	回/年	1,205	1,364	1,640	1,974	1,974	1,878	2,408	2,803
	実績値	回/年	1,014	1,395	2,203					
	達成率	%	84.1	102.3	134.3					
介護予防 訪問看護	計画値	回/年	144	216	288	480	540	600	600	660
	実績値	回/年	31	111	1,200					
	達成率	%	21.5	51.4	416.7					

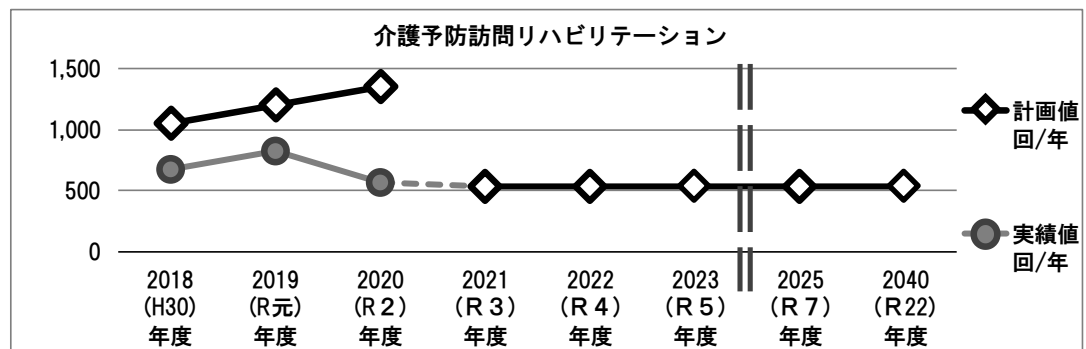
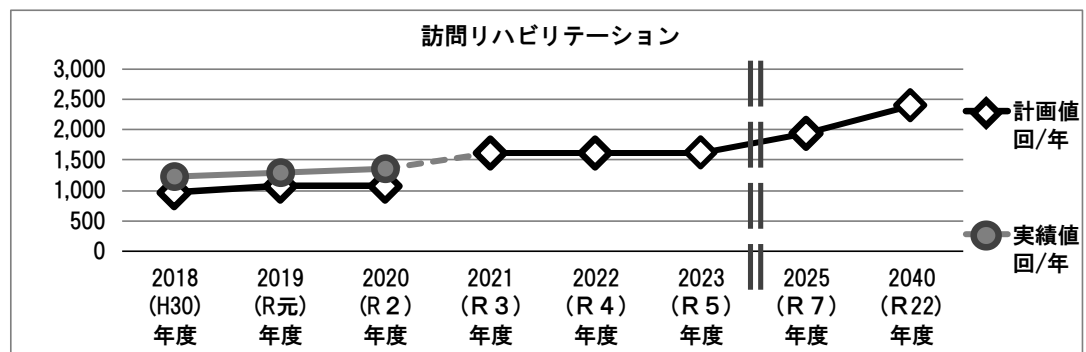


④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

主治医の指示書に基づき、居宅において理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うサービスです。医療機関等と連携を図り、サービス提供体制の整備をしていきます。

■実績と見込量

サービス名	項目	単位	第7期計画			第8期計画			長期推計	
			2018 (H30) 年度	2019 (R元) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2025 (R7) 年度	2040 (R22) 年度
訪問リハビリ テーション	計画値	回/年	970	1,078	1,078	1,620	1,620	1,620	1,932	2,388
	実績値	回/年	1,223	1,291	1,354					
	達成率	%	126.1	119.8	125.6					
介護予防 訪問リハビリ テーション	計画値	回/年	1,049	1,200	1,351	533	533	533	533	533
	実績値	回/年	678	821	570					
	達成率	%	64.6	68.4	42.2					

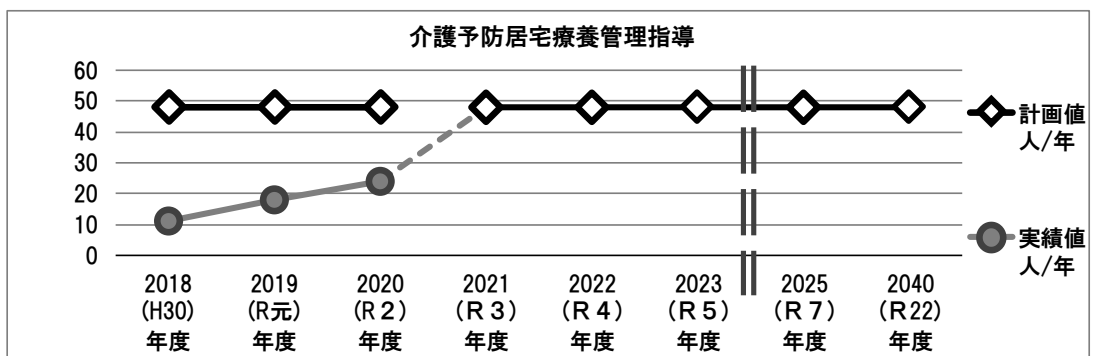
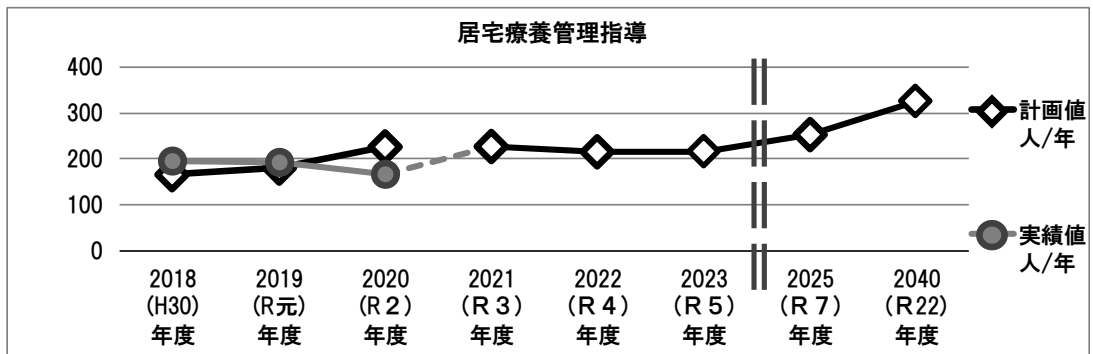


⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

病院、診療所または薬局の医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等が自宅を訪問して行う療養上の管理と指導等を行うサービスです。今後も医療機関及び薬局等と連携・協力して、サービス提供体制を確保します。

■実績と見込量

サービス名	項目	単位	第7期計画			第8期計画			長期推計	
			2018 (H30) 年度	2019 (R元) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2025 (R7) 年度	2040 (R22) 年度
居宅療養 管理指導	計画値	人/年	168	180	228	228	216	216	252	324
	実績値	人/年	195	192	168					
	達成率	%	116.1	106.7	73.7					
介護予防居宅 療養管理指導	計画値	人/年	48	48	48	48	48	48	48	48
	実績値	人/年	11	18	24					
	達成率	%	22.9	37.5	50.0					

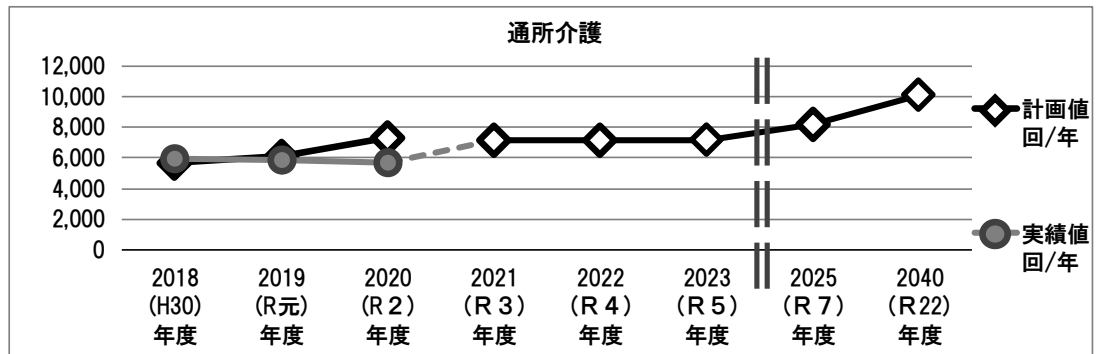


⑥ 通所介護

デイサービスセンターに通い、入浴、排せつ、食事等の介護などの日常生活上の支援や機能訓練を行うサービスです。今後も住民からの利用意向及びサービス事業者の意向等を把握し、民間事業者との連携を図りながら、サービスの提供基盤を確保していきます。

■実績と見込量

サービス名	項目	単位	第7期計画			第8期計画			長期推計	
			2018 (H30) 年度	2019 (R元) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2025 (R7) 年度	2040 (R22) 年度
通所介護	計画値	回/年	5,683	6,085	7,297	7,198	7,198	7,198	8,179	10,078
	実績値	回/年	5,933	5,869	5,712					
	達成率	%	104.4	96.5	78.3					

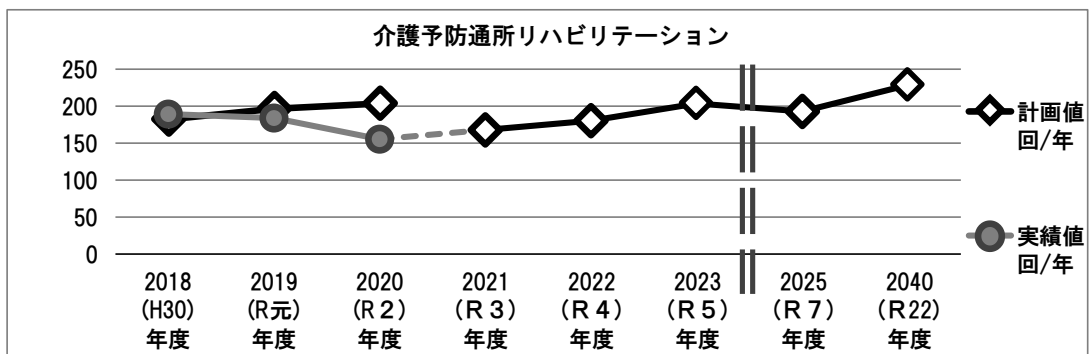
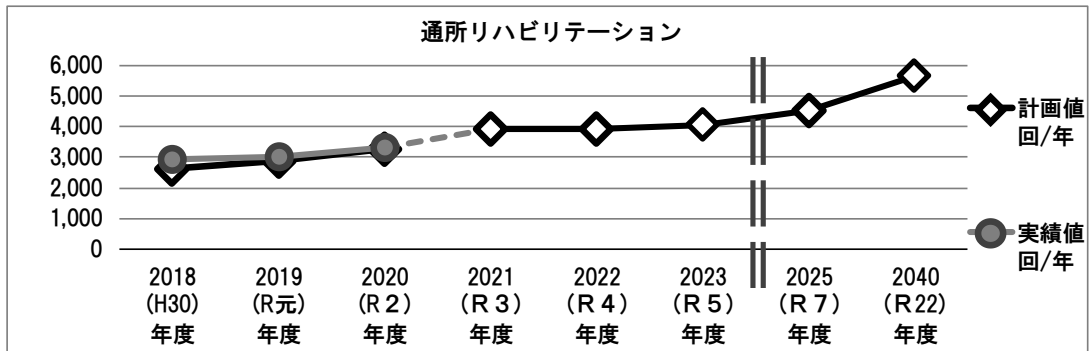


⑦ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所に通い、心身の機能の維持・回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他のリハビリテーションを行うサービスです。今後も利用者が増加していくと予測されることから、医療機関等と連携を図り、サービス提供体制の整備をしていきます。

■実績と見込量

サービス名	項目	単位	第7期計画			第8期計画			長期推計	
			2018 (H30) 年度	2019 (R元) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2025 (R7) 年度	2040 (R22) 年度
通所リハビリ テーション	計画値	回/年	2,614	2,878	3,262	3,936	3,936	4,068	4,548	5,652
	実績値	回/年	2,938	3,018	3,328					
	達成率	%	112.4	104.9	102.0					
介護予防 通所リハビリ テーション	計画値	回/年	183	197	203	168	180	204	192	228
	実績値	回/年	189	184	156					
	達成率	%	103.3	93.4	76.8					

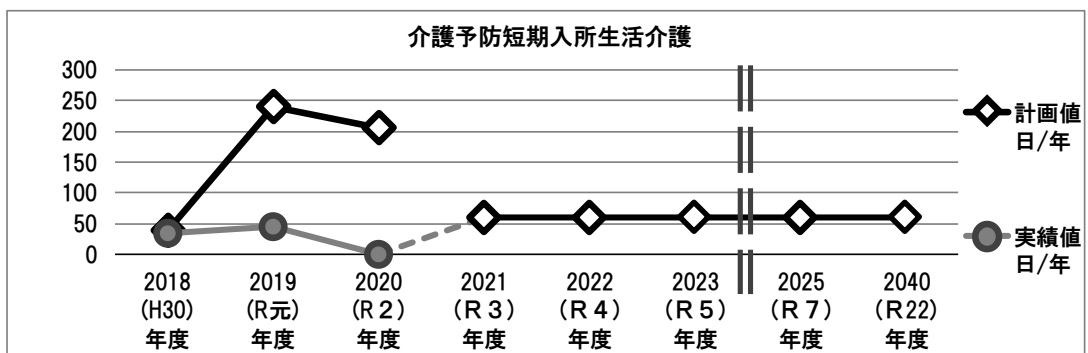
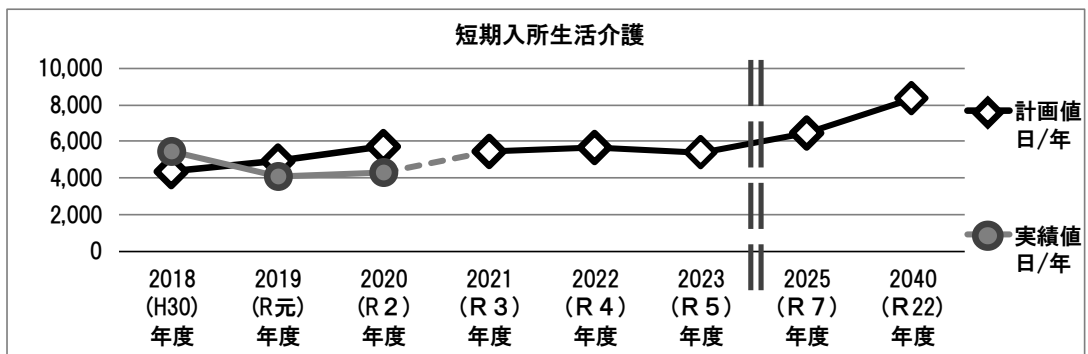


⑧ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

特別養護老人ホーム等に短期間入所し、その施設で、入浴、排せつ、食事等の介護などの日常生活上の支援を行うサービスです。今後も、緊急時の利用等についても検討し、より利用しやすいサービスの提供を目指します。

■実績と見込量

サービス名	項目	単位	第7期計画			第8期計画			長期推計	
			2018 (H30) 年度	2019 (R元) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2025 (R7) 年度	2040 (R22) 年度
短期入所 生活介護	計画値	日/年	4,356	4,932	5,760	5,448	5,688	5,412	6,492	8,352
	実績値	日/年	5,464	4,080	4,328					
	達成率	%	125.4	82.7	75.1					
介護予防 短期入所 生活介護	計画値	日/年	38	240	205	60	60	60	60	60
	実績値	日/年	34	45	0					
	達成率	%	89.5	18.8	0.0					

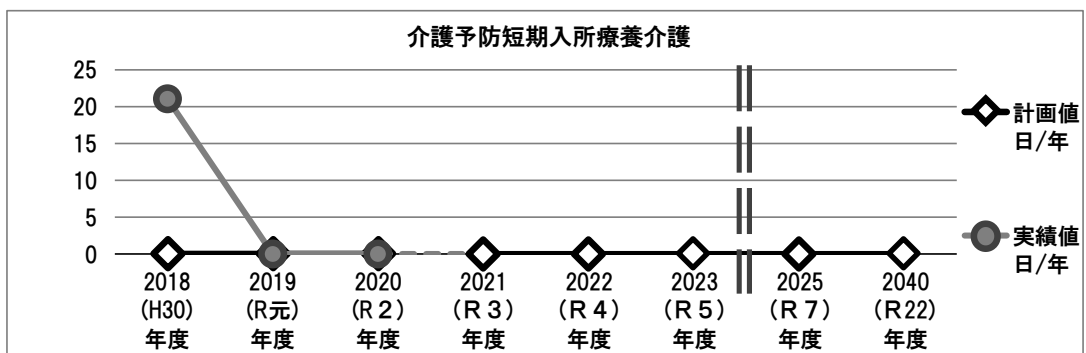
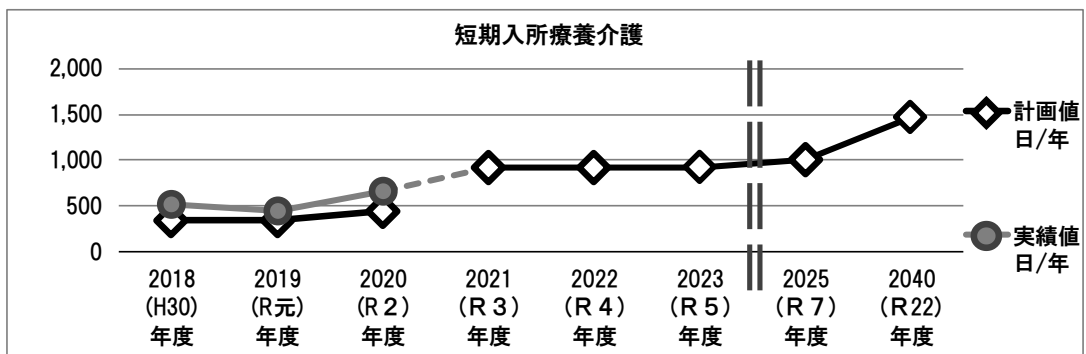


⑨ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所し、介護・機能訓練等の必要な医療や日常生活上の支援を行うサービスです。今後も、緊急時の利用等についても検討し、より利用しやすいサービスの提供を目指します。

■実績と見込量

サービス名	項目	単位	第7期計画			第8期計画			長期推計	
			2018 (H30) 年度	2019 (R元) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2025 (R7) 年度	2040 (R22) 年度
短期入所療養介護	計画値	日/年	350	350	446	924	924	924	1,008	1,464
	実績値	日/年	520	445	661					
	達成率	%	148.6	127.1	148.2					
介護予防短期入所療養介護	計画値	日/年	0	0	0	0	0	0	0	0
	実績値	日/年	21	0	0					
	達成率	%	-	-	-					

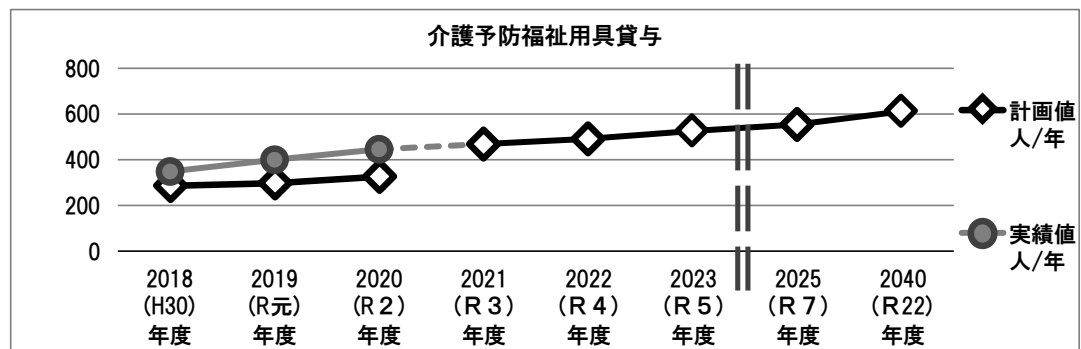
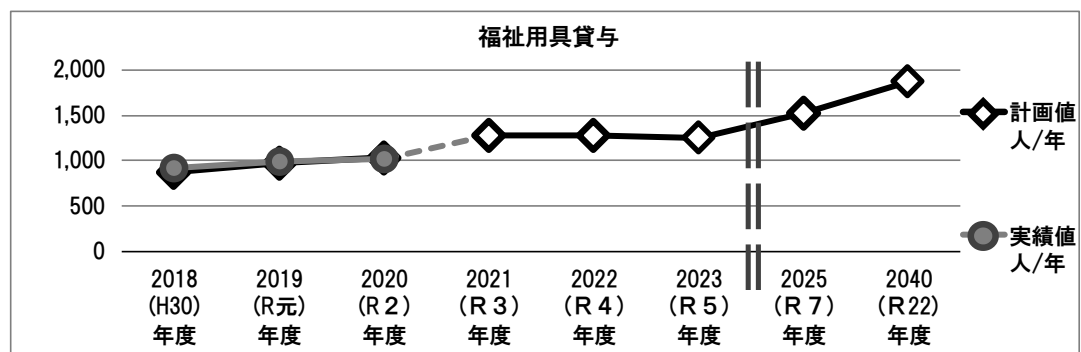


⑩ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

日常生活の自立、介護者の負担の軽減や機能訓練のための福祉用具を貸し出すサービスです。軽度者(要介護1以下)のサービス利用に制限があることから、利用者の状態に合ったサービス利用につながるよう事業所等との連携を図ります。

■実績と見込量

サービス名	項目	単位	第7期計画			第8期計画			長期推計	
			2018 (H30) 年度	2019 (R元) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2025 (R7) 年度	2040 (R22) 年度
福祉用具貸与	計画値	人/年	876	972	1,032	1,272	1,272	1,248	1,524	1,872
	実績値	人/年	917	986	1,020					
	達成率	%	104.7	101.4	98.8					
介護予防福祉用具貸与	計画値	人/年	288	300	324	468	492	528	552	612
	実績値	人/年	350	398	444					
	達成率	%	121.5	132.7	137.0					

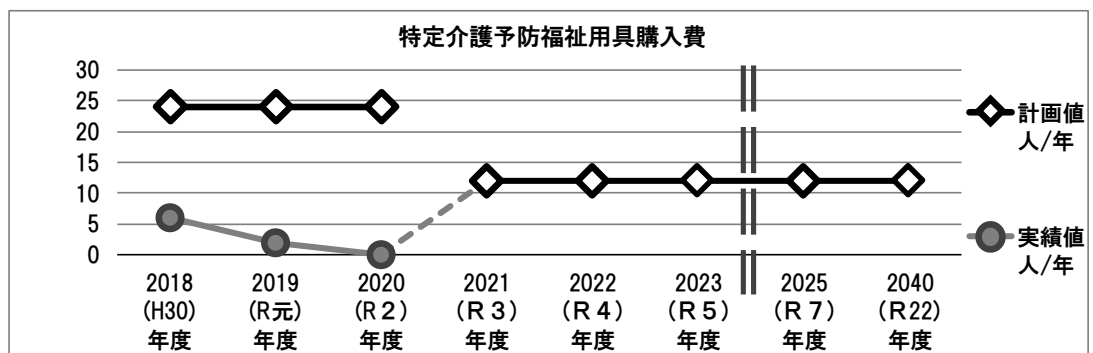
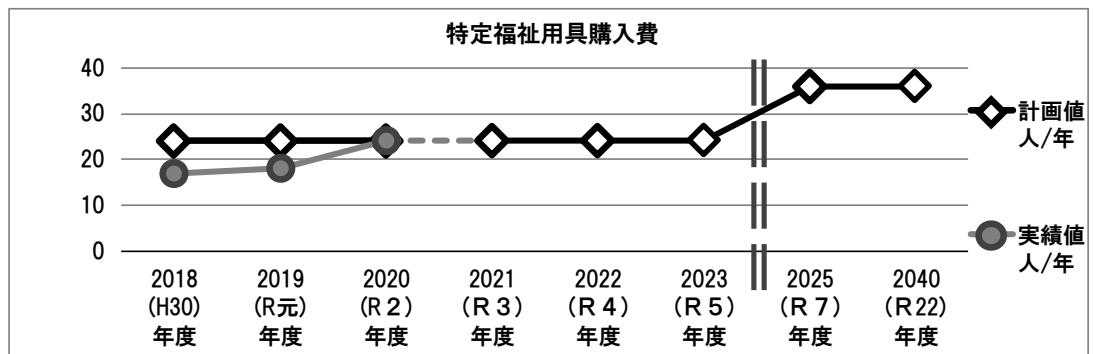


⑪ 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

住み慣れた自宅で自立した生活ができるよう、排せつや入浴に使われる用具を購入した場合に、その費用の一部の支給をするサービスです。利用者の状態に合ったサービス利用につながるよう、事業所等との連携を図ります。

■実績と見込量

サービス名	項目	単位	第7期計画			第8期計画			長期推計	
			2018 (H30) 年度	2019 (R元) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2025 (R7) 年度	2040 (R22) 年度
特定福祉用具購入費	計画値	人/年	24	24	24	24	24	24	36	36
	実績値	人/年	17	18	24					
	達成率	%	70.8	75.0	100.0					
特定介護予防福祉用具購入費	計画値	人/年	24	24	24	12	12	12	12	12
	実績値	人/年	6	2	0					
	達成率	%	25.0	8.3	0.0					

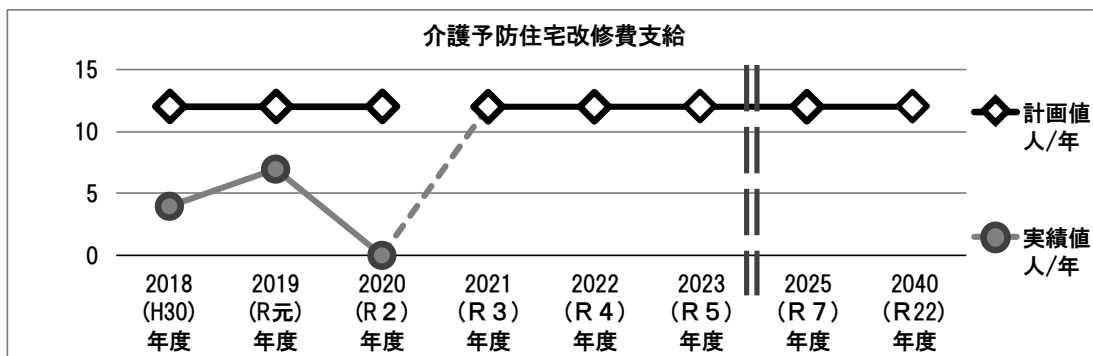
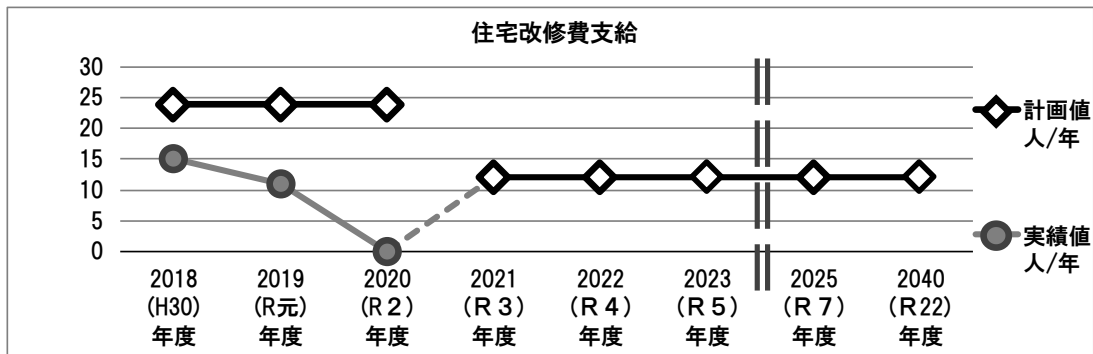


⑫ 住宅改修・介護予防住宅改修

転倒防止や自立しやすい生活環境を整えるため、段差の解消や手すりの取り付け等小規模な住宅の改修をした場合に、その費用の一部の支給を行うサービスです。適切な改修が行われるよう、ケアマネジャーや住宅改修業者に制度の周知を図ります。

■実績と見込量

サービス名	項目	単位	第7期計画			第8期計画			長期推計	
			2018 (H30) 年度	2019 (R元) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2025 (R7) 年度	2040 (R22) 年度
住宅改修費支給	計画値	人/年	24	24	24	12	12	12	12	12
	実績値	人/年	15	11	0					
	達成率	%	62.5	45.8	0.0					
介護予防 住宅改修費支給	計画値	人/年	12	12	12	12	12	12	12	12
	実績値	人/年	4	7	0					
	達成率	%	33.3	58.3	0.0					

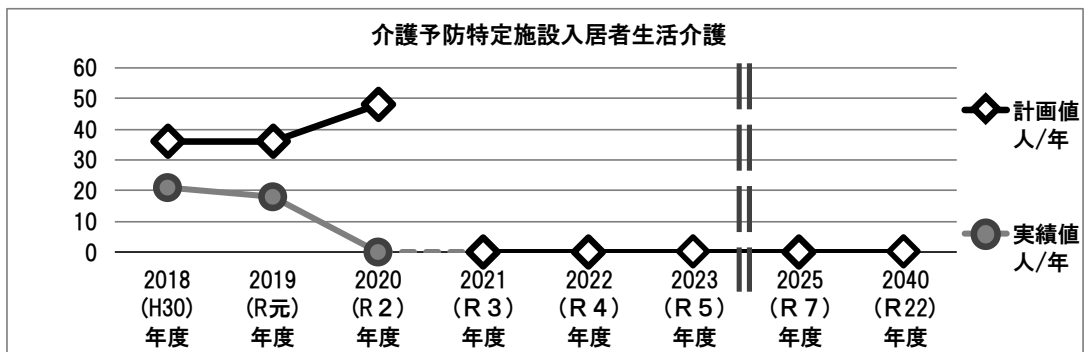
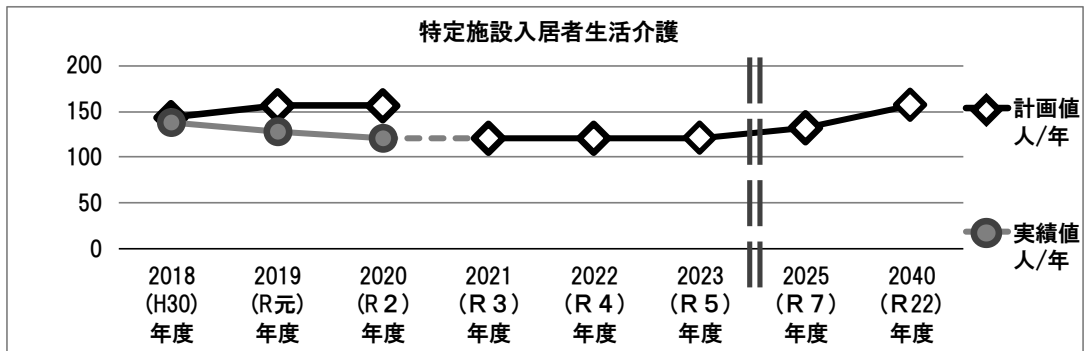


⑬ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設(有料老人ホーム、ケアハウス等)に入居している方に対して、入浴、排せつ、食事等の介護などの日常生活上の支援、機能訓練及び療養生活の支援を行うサービスです。介護保険施設とは異なる居住系サービスですが、制度の認知度が高まるとともに高齢者の居住環境のひとつとして増加傾向にあるため、サービス提供を必要に応じ検討します。

■実績と見込量

サービス名	項目	単位	第7期計画			第8期計画			長期推計	
			2018 (H30) 年度	2019 (R元) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2025 (R7) 年度	2040 (R22) 年度
特定施設 入居者生活介護	計画値	人/年	144	156	156	120	120	120	132	156
	実績値	人/年	138	128	120					
	達成率	%	95.8	82.1	76.9					
介護予防 特定施設入居者 生活介護	計画値	人/年	36	36	48	0	0	0	0	0
	実績値	人/年	21	18	0					
	達成率	%	58.3	50.0	0.0					



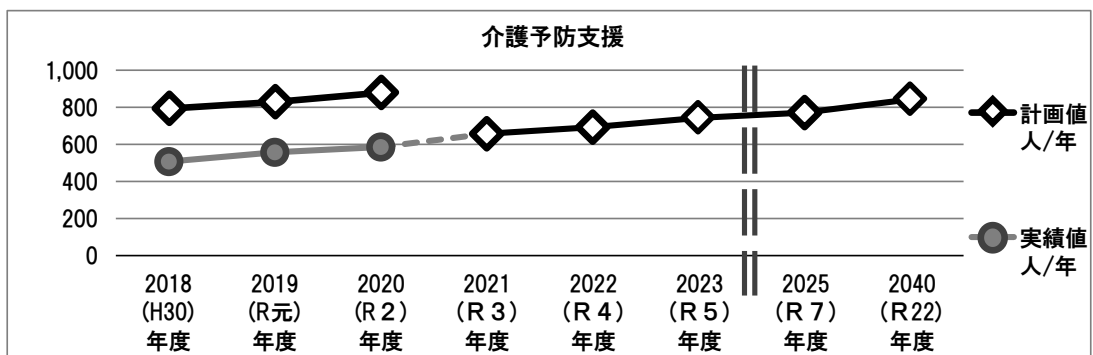
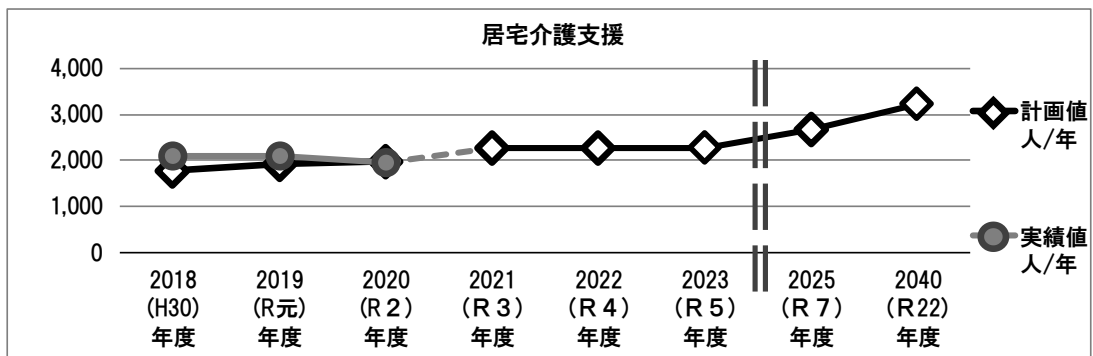
⑭ 居宅介護支援・介護予防支援

介護サービスの適切な利用ができるよう、利用者、家族等に各種サービスの情報の提供を行い、居宅サービス計画・介護予防サービス計画(ケアプラン)を作成するとともに、計画にもとづくサービスが適切に提供されるようにサービス提供事業所との連絡調整、実施状況の把握・評価等を行うサービスです。

研修などを通し、ケアマネジャーのサービスの質の向上を図ります。

■実績と見込量

サービス名	項目	単位	第7期計画			第8期計画			長期推計	
			2018 (H30) 年度	2019 (R元) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2025 (R7) 年度	2040 (R22) 年度
居宅介護支援	計画値	人/年	1,776	1,920	1,980	2,256	2,256	2,256	2,676	3,216
	実績値	人/年	2,087	2,095	1,968					
	達成率	%	117.5	109.1	99.4					
介護予防支援	計画値	人/年	792	828	876	660	696	744	768	840
	実績値	人/年	504	556	588					
	達成率	%	63.6	67.1	67.1					



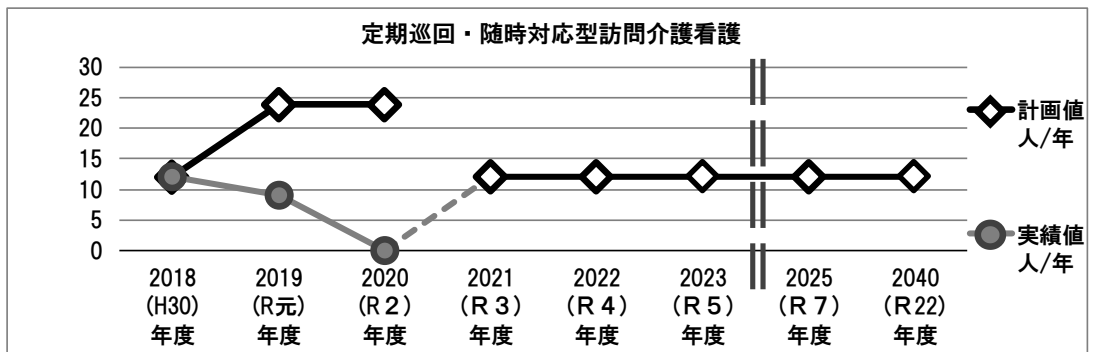
(2) 地域密着型サービス

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。近隣市町との連携によるサービスの利用について促進していきます。

■実績と見込量

サービス名	項目	単位	第7期計画			第8期計画			長期推計	
			2018 (H30) 年度	2019 (R元) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2025 (R7) 年度	2040 (R22) 年度
定期巡回・ 随時対応型 訪問介護看護	計画値	人/年	12	24	24	12	12	12	12	12
	実績値	人/年	12	9	0					
	達成率	%	100.0	37.5	0.0					



② 夜間対応型訪問介護

夜間において定期的な巡回訪問もしくは通報を受けて、介護福祉士などによって入浴、排せつ、食事等の介護などの日常生活上の支援を提供するサービスです。近隣市町との連携によるサービスの利用について促進していきます。

■実績と見込量

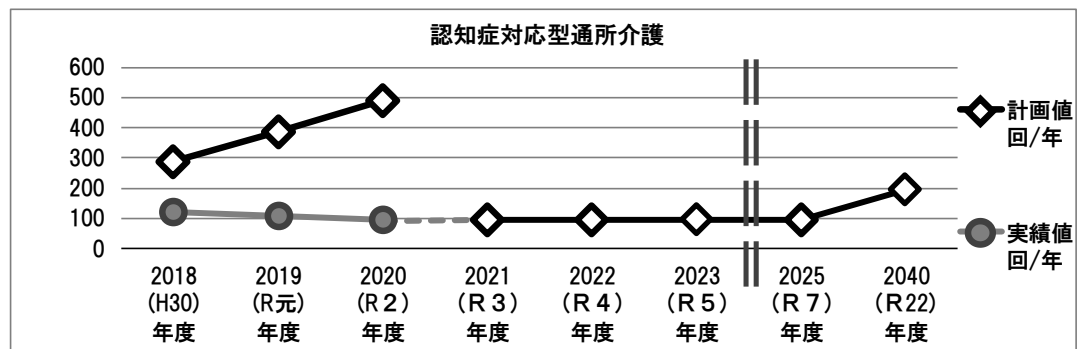
サービス名	項目	単位	第7期計画			第8期計画			長期推計	
			2018 (H30) 年度	2019 (R元) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2025 (R7) 年度	2040 (R22) 年度
夜間対応型 訪問介護	計画値	人/年	12	12	12	0	0	0	0	0
	実績値	人/年	0	0	0					
	達成率	%	0.0	0.0	0.0					

③ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症高齢者がデイサービスセンターなどの施設に通い、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援と機能訓練を行うサービスです。近隣市町との連携によるサービスの利用について促進していきます。

■実績と見込量

サービス名	項目	単位	第7期計画			第8期計画			長期推計	
			2018 (H30) 年度	2019 (R元) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2025 (R7) 年度	2040 (R22) 年度
認知症対応型 通所介護	計画値	回/年	290	390	490	96	96	96	96	192
	実績値	回/年	122	106	94					
	達成率	%	42.1	27.2	19.2					
介護予防認知症 対応型通所介護	計画値	回/年	0	0	0	0	0	0	0	0
	実績値	回/年	0	0	0					
	達成率	%	-	-	-					

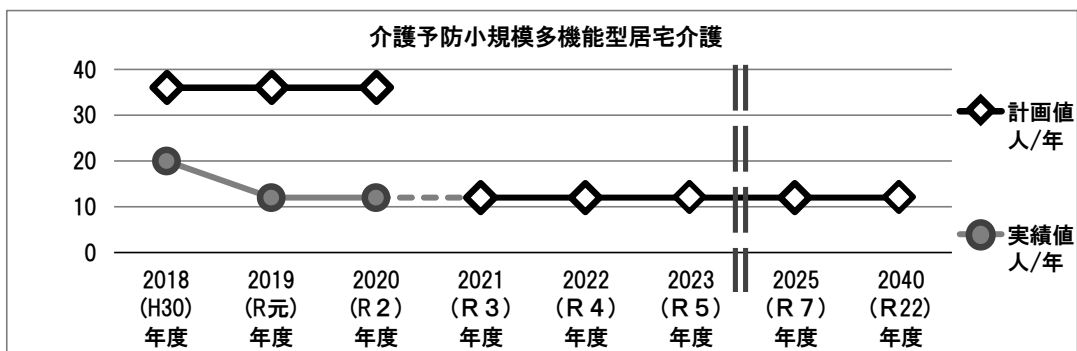
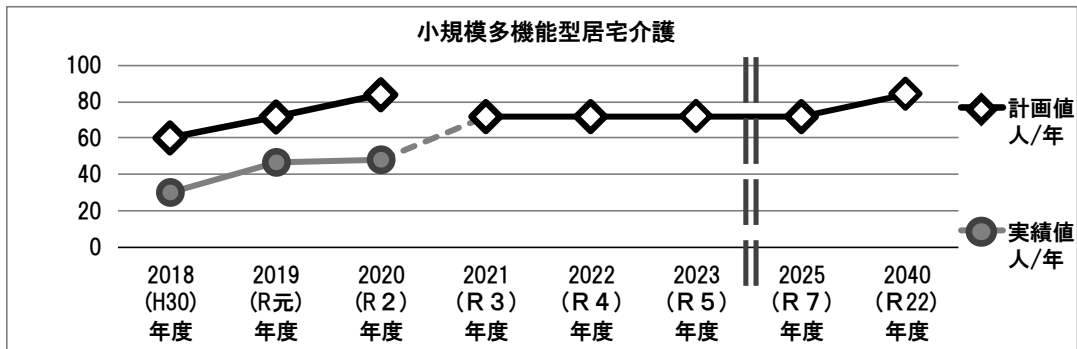


④ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模な施設で「通い」、「訪問」、「泊まり」などの機能を利用者の視点に立って複合的に組み合わせ、居宅または施設において、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援と機能訓練を提供するサービスです。近隣市町との連携によるサービスの利用について促進していきます。

■実績と見込量

サービス名	項目	単位	第7期計画			第8期計画			長期推計	
			2018 (H30) 年度	2019 (R元) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2025 (R7) 年度	2040 (R22) 年度
小規模多機能型 居宅介護	計画値	人/年	60	72	84	72	72	72	72	84
	実績値	人/年	30	47	48					
	達成率	%	50.0	65.3	57.1					
介護予防 小規模多機能型 居宅介護	計画値	人/年	36	36	36	12	12	12	12	12
	実績値	人/年	20	12	12					
	達成率	%	55.6	33.3	33.3					

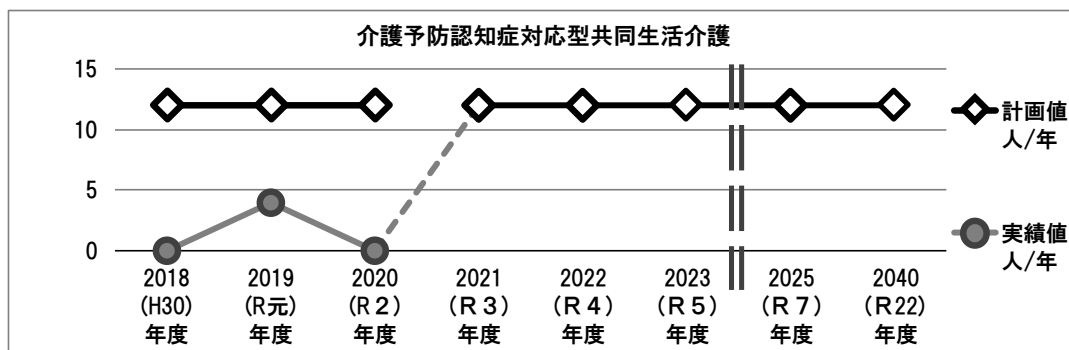
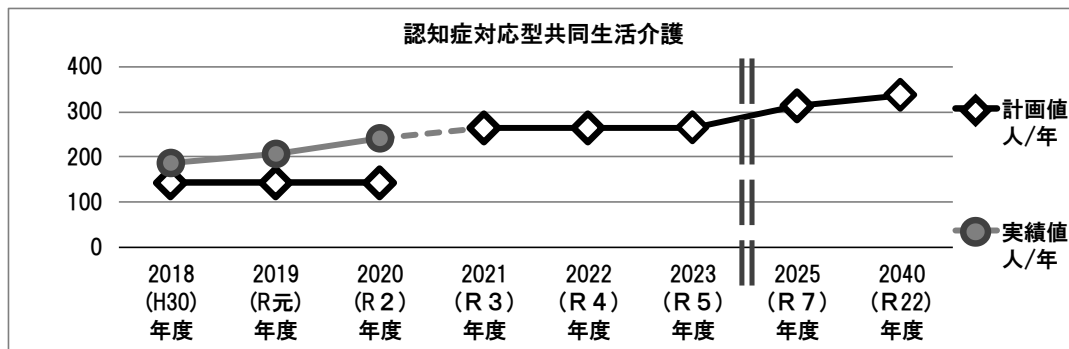


⑤ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

身近な地域で、比較的安定状況にある認知症高齢者が共同生活をし、家庭的な雰囲気の中で、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活の支援、機能訓練を受けることにより、認知症の進行の防止に努めるサービスです。本町では、1施設(2ユニット)が開設しています。サービス提供事業者と連携を保ち、サービスの質の向上を目指します。

■実績と見込量

サービス名	項目	単位	第7期計画			第8期計画			長期推計	
			2018 (H30) 年度	2019 (R元) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2025 (R7) 年度	2040 (R22) 年度
認知症対応型 共同生活介護	計画値	人/年	144	144	144	264	264	264	312	336
	実績値	人/年	188	208	240					
	達成率	%	130.6	144.4	166.7					
介護予防 認知症対応型 共同生活介護	計画値	人/年	12	12	12	12	12	12	12	12
	実績値	人/年	0	4	0					
	達成率	%	0.0	33.3	0.0					



⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型特定施設に入居している方を対象として、入浴、排せつ、食事等の介護などの日常生活上の支援と機能訓練を提供するサービスです。近隣市町との連携によるサービスの対応等について検討していきます。

■実績と見込量

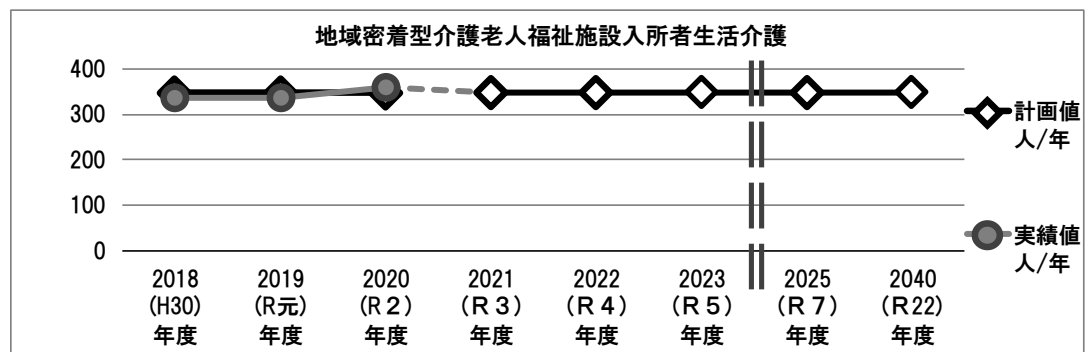
サービス名	項目	単位	第7期計画			第8期計画			長期推計	
			2018 (H30) 年度	2019 (R元) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2025 (R7) 年度	2040 (R22) 年度
			地域密着型 特定施設入居者 生活介護	計画値	人/年	0	0	0	0	0
	実績値	人/年	0	0	0					
	達成率	%	-	-	-					

⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設は、入所定員が29人以下の施設で、常時介護を必要とする方が、自宅における介護が困難な場合に利用されるものです。食事や排せつ、入浴、着替えなどの日常生活の支援のほか、機能訓練、療養生活の支援などを提供するサービスです。近隣市町との連携によるサービスの対応等について検討していきます。

■実績と見込量

サービス名	項目	単位	第7期計画			第8期計画			長期推計	
			2018 (H30) 年度	2019 (R元) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2025 (R7) 年度	2040 (R22) 年度
			地域密着型介護 老人福祉施設 入所者生活介護	計画値	人/年	348	348	348	348	348
	実績値	人/年	336	335	360					
	達成率	%	96.6	96.3	103.4					

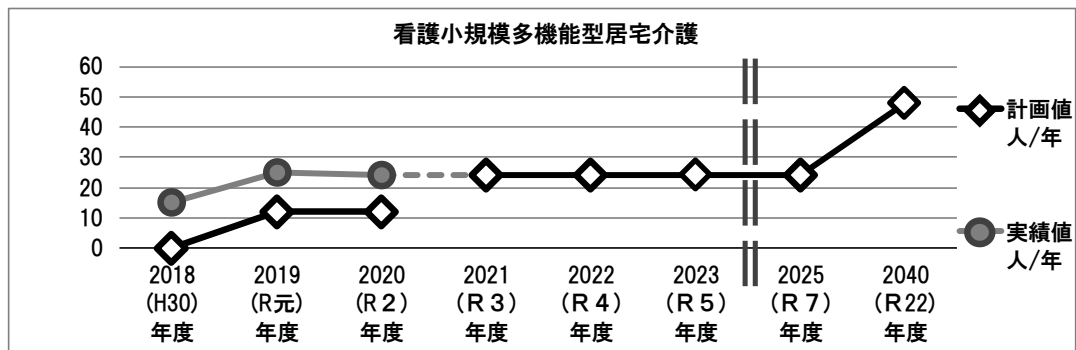


⑧ 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供するサービスです。近隣市町との連携によるサービスの利用について促進していきます。

■実績と見込量

サービス名	項目	単位	第7期計画			第8期計画			長期推計	
			2018 (H30) 年度	2019 (R元) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2025 (R7) 年度	2040 (R22) 年度
看護小規模多機能型居宅介護	計画値	人/年	0	12	12	24	24	24	24	48
	実績値	人/年	15	25	24					
	達成率	%	-	208.3	200.0					

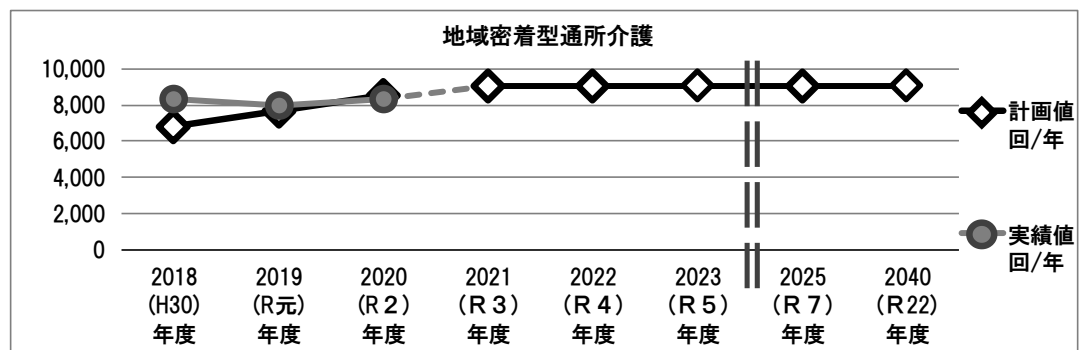


⑨ 地域密着型通所介護

デイサービスセンターに通ってもらい、入浴、排せつ、食事等の介護などの日常生活上の支援や介護、日常生活を想定した運動機能の向上や栄養改善のための指導等の機能訓練を行うサービスで、利用定員が18人以下の事業所のものであります。今後も住民からの利用意向及びサービス事業者の事業参入の意向等を的確に把握し、民間事業者との連携を図りながら、サービスの提供基盤を確保していきます。

■実績と見込量

サービス名	項目	単位	第7期計画			第8期計画			長期推計	
			2018 (H30) 年度	2019 (R元) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2025 (R7) 年度	2040 (R22) 年度
地域密着型 通所介護	計画値	回/年	6,794	7,675	8,556	9,036	9,036	9,036	9,036	9,036
	実績値	回/年	8,336	7,974	8,315					
	達成率	%	122.7	103.9	97.2					



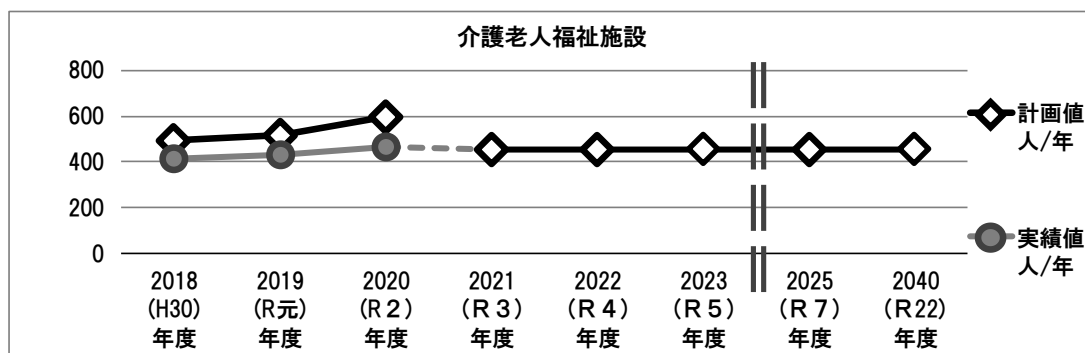
(3) 施設サービス

① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常に介護が必要で、自宅において介護が困難な方に、入浴、排せつ、食事等の日常生活の介護などを行うサービスです。本町では、1施設が開設しています。サービス提供事業者と連携を保ち、サービスの質の向上を目指します。

■実績と見込量

サービス名	項目	単位	第7期計画			第8期計画			長期推計	
			2018 (H30) 年度	2019 (R元) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2025 (R7) 年度	2040 (R22) 年度
介護老人 福祉施設	計画値	人/年	492	516	600	456	456	456	456	456
	実績値	人/年	412	431	468					
	達成率	%	83.7	83.5	78.0					

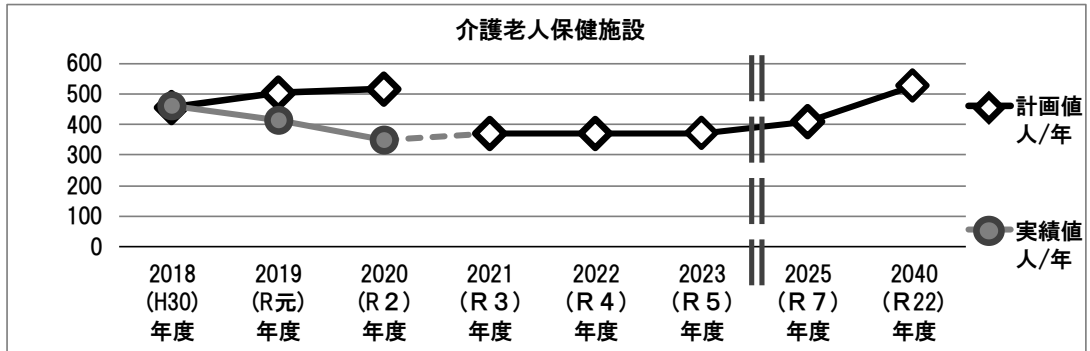


② 介護老人保健施設（老人保健施設）

症状が安定し、在宅復帰を目指すためのリハビリテーションを中心とした、介護を必要とする方を対象とした施設です。医学的な管理のもとでのリハビリテーションなどが受けられるサービスです。本町では、1施設が開設しています。サービス提供事業者と連携を保ち、サービスの質の向上を目指します。

■実績と見込量

サービス名	項目	単位	第7期計画			第8期計画			長期推計	
			2018 (H30) 年度	2019 (R元) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2025 (R7) 年度	2040 (R22) 年度
介護老人 保健施設	計画値	人/年	456	504	516	372	372	372	408	528
	実績値	人/年	460	416	348					
	達成率	%	100.9	82.5	67.4					



③ 介護療養型医療施設（療養型病床・病院等）

長期的な療養を必要とする方に、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練、その他必要な医療を行うサービスです。平成30年度以降も医療機関の療養病床から介護医療院等への転換意向等を踏まえ、関係機関と連携します。

■実績と見込量

サービス名	項目	単位	第7期計画			第8期計画			長期推計	
			2018 (H30) 年度	2019 (R元) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2025 (R7) 年度	2040 (R22) 年度
介護療養型 医療施設	計画値	人/年	24	12	0	0	0	0	0	0
	実績値	人/年	0	0	0	/			/	
	達成率	%	0.0	0.0	-	/			/	

④ 介護医療院

「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話(介護)」を一体的に提供します。埼玉県や近隣市町との連携によるサービスの対応等について検討していきます。

■実績と見込量

サービス名	項目	単位	第7期計画			第8期計画			長期推計	
			2018 (H30) 年度	2019 (R元) 年度	2020 (R2) 年度	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2025 (R7) 年度	2040 (R22) 年度
介護医療院	計画値	人/年	0	12	24	0	0	0	0	0
	実績値	人/年	0	0	0	/			/	
	達成率	%	-	0.0	0.0	/			/	

2. 介護保険給付費推計

(1) 介護保険料の算定の流れ

1. 被保険者数

- ・ 第1号被保険者数(65 歳以上)・第2号被保険者数(40～64 歳)について、令和3～5年度の推計を行う。

2. 要介護・要支援認定者数

- ・ 被保険者数に対する要介護・要支援認定者数(認定率)の動向等を勘案して将来の認定率を見込み、令和3～5年度の要介護・要支援認定者数を推計。

3. 施設・居住系サービスの量

- ・ 要介護・要支援認定者数の見込み、施設・居住系サービスの整備方針を踏まえるとともに、これまでの給付実績を分析・評価して、施設・居住系サービス量を推計。

4. 在宅サービス等の量

- ・ 地域密着型サービスの整備計画や、これまでの給付実績を分析して、見込量を推計。

5. 地域支援事業に必要な費用

- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業費、包括的支援事業費、任意事業費を見込み、地域支援事業に係る費用を推計。

6. 保険料の設定

- ・ 介護保険の運営に必要な3～5の費用や被保険者数の見込みをもとに、第8期の介護保険料を設定。

(2) 介護保険事業費の推計値

① 介護予防給付費

単位:千円

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
(1)介護予防サービス							
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	250	455	4,341	2,378	2,553	2,974	2,974
介護予防 訪問リハビリテーション	1,912	2,344	1,658	1,559	1,559	1,559	1,559
介護予防 居宅療養管理指導	101	255	382	769	769	769	769
介護予防 通所リハビリテーション	6,188	6,516	5,406	5,948	6,225	7,008	6,734
介護予防 短期入所生活介護	218	247	0	429	429	429	429
介護予防 短期入所療養介護	135	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	2,399	3,113	3,769	3,858	4,059	4,356	4,553
特定介護予防 福祉用具購入費	197	39	0	345	345	345	345
介護予防住宅改修	122	520	0	364	364	364	364
介護予防 特定施設入居者生活介護	1,791	1,451	0	0	0	0	0
(2)地域密着型介護予防サービス							
介護予防 認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防 小規模多機能型居宅介護	1,149	525	526	529	529	529	529
介護予防認知症対応型 共同生活介護	0	902	0	2,719	2,720	2,720	2,720
(3)介護予防支援	2,215	2,528	2,586	2,921	3,081	3,294	3,400
合計	16,676	18,895	18,667	21,819	22,633	24,347	24,376

※端数処理の関係により合計の数字が合わないものがあります。

② 介護給付費

単位:千円

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度
(1) 居宅サービス							
訪問介護	16,760	13,873	11,978	14,862	14,947	14,947	17,692
訪問入浴介護	678	922	1,688	1,025	1,026	1,026	1,758
訪問看護	5,349	6,897	12,879	10,980	10,986	10,128	13,540
訪問リハビリテーション	3,449	3,626	3,730	4,615	4,618	4,618	5,532
居宅療養管理指導	1,909	1,840	1,671	2,372	2,305	2,305	2,602
通所介護	49,158	48,266	47,282	61,972	62,113	62,113	69,943
通所リハビリテーション	27,767	26,254	30,340	37,513	37,534	38,950	43,320
短期入所生活介護	41,691	30,601	33,576	43,803	45,697	43,429	52,337
短期入所療養介護	4,984	4,732	8,327	11,687	11,693	11,693	12,833
福祉用具貸与	12,755	11,951	13,158	17,335	17,367	16,957	21,024
特定福祉用具購入費	484	388	899	899	899	899	1,179
住宅改修費	1,100	918	0	457	457	457	457
特定施設入居者生活介護	25,709	23,110	22,873	23,014	23,026	23,026	26,017
(2) 地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	2,263	1,453	0	2,177	2,178	2,178	2,178
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	67,735	63,346	64,756	72,365	72,406	72,406	72,406
認知症対応型通所介護	1,223	1,005	959	990	990	990	990
小規模多機能型居宅介護	5,674	7,673	8,823	13,372	13,379	13,379	12,353
認知症対応型 共同生活介護	46,235	52,611	61,827	67,664	67,702	67,702	80,060
地域密着型特定施設 入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	79,083	80,058	88,035	85,587	85,635	85,635	85,635
看護小規模多機能型 居宅介護	2,645	5,126	4,916	4,946	4,949	4,949	4,949
(3) 施設サービス							
介護老人福祉施設	101,101	103,446	108,248	105,262	105,320	105,320	105,320
介護老人保健施設	118,376	112,513	96,135	103,655	103,713	103,713	113,938
介護医療院	0	0	0	0	0	0	0
介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0	0
(4) 居宅介護支援							
	30,056	29,262	26,212	30,728	30,801	30,819	36,484
合計	646,184	629,872	648,312	717,280	719,741	717,639	782,547

※端数処理の関係により合計の数字が合わないものがあります。

(3) 標準給付費の見込額

単位:千円

	合計	第8期			令和 7年度
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
標準給付費見込額(A)	2,354,730	784,280	784,997	785,453	856,097
総給付費	2,223,459	739,099	742,374	741,986	806,923
特定入所者介護サービス費等 給付額(財政影響額調整後)	78,024	27,698	24,948	25,377	28,869
高額介護サービス費等給付費 (財政影響額調整後)	45,562	15,024	15,125	15,414	17,458
高額医療合算介護サービス費等 給付額	6,432	2,058	2,134	2,240	2,383
算定対象審査支払手数料	1,253	401	416	436	464

※端数処理の関係により合計の数字が合わないものがあります。

(4) 地域支援事業費の見込額

単位:千円

	合計	第8期			令和 7年度
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
地域支援事業費(B)	142,844	45,254	47,562	50,028	42,234
介護予防・日常生活支援総合事業費	117,295	36,797	39,108	41,390	32,562
包括的支援事業(地域包括支援 センターの運営)及び任意事業費	22,186	7,348	7,334	7,504	8,442
包括的支援事業(社会保障充実分)	3,363	1,109	1,120	1,134	1,230

※端数処理の関係により合計の数字が合わないものがあります。

3. 介護保険財政の仕組み

介護保険は、相互扶助の考えにたって被保険者全員が保険料を負担し、誰もが介護が必要になったときに介護認定を受けて、介護サービスを利用できる制度です。介護保険の運営主体(保険者)は市町村です。

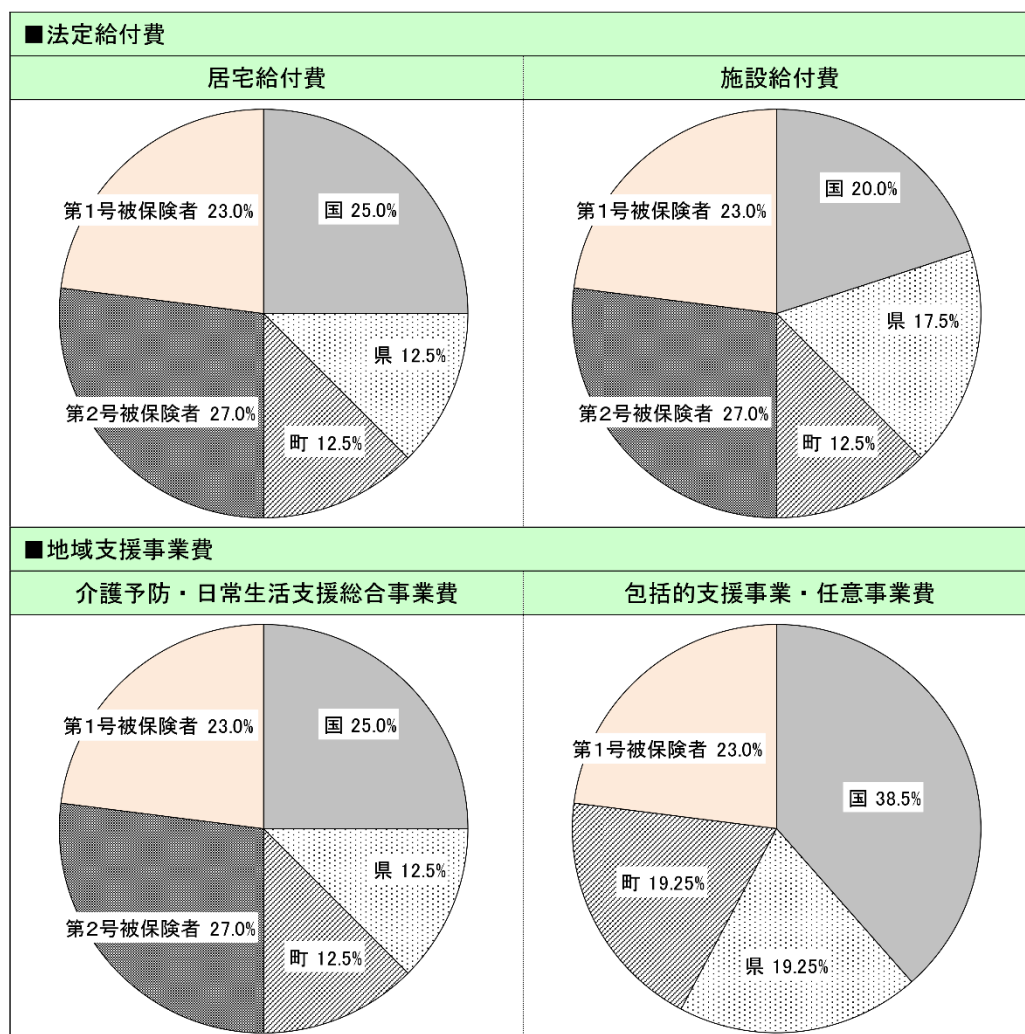
介護保険の財源は、介護給付・予防給付にかかる費用の 50%を保険料、残り50%を公費で賄うことが基本となっています。

公費負担50%の内訳は、国が25%(施設等給付費20%)、都道府県12.5%(施設等給付費17.5%)、市町村(一般会計からの繰入分)が12.5%となっています。

保険料負担 50%の内訳は、第1号被保険者分が 23%、第2号被保険者分が27%です。

また、地域支援事業費のうち、包括的支援事業・任意事業費の財源については、第2号被保険者分はなく、第1号被保険者の保険料と公費で構成されます。

介護サービス費用の9割、8割または7割を保険者である町が負担し、認定を受けた被保険者は介護サービス費用の1割、2割または3割を負担します。



4. 第8期介護保険料の見込み

高齢者人口や要介護・要支援者の増加、サービス量の増加などに伴い第8期計画(3年間)の標準給付費は年々伸び、3年間合計で約23億円と見込まれます。

これに地域支援事業費などを加えて、第8期計画の介護保険料を見込みます。

単位:千円

	合計	第8期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
標準給付費見込額(A)	2,354,730	784,280	784,997	785,453
地域支援事業費(B)	142,844	45,254	47,562	50,028
第1号被保険者負担分相当額(D) [(A+B) × 23.0%]	574,442	190,793	191,489	192,161
調整交付金相当額(E)	調整中			
調整交付金見込額(J)				
準備基金取崩額(F)				
保険料収納必要額(L) [D + E - J - F]				
予定保険料収納率(G)				
所得段階別加入割合補正後被保険者数(C)				
保険料の基準額 [(L ÷ G) ÷ C ÷ 12か月]	月額基準額	調整中		

※端数処理の関係により合計の数字が合わないものがあります。

第1号被保険者の所得段階別保険料額は次のとおりです。

所得段階	対象者	基準月額に対する割合
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者 世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金受給者 世帯全員が住民税非課税で、「公的年金等収入+合計所得金額」が80万円以下の方 	0.50
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、「公的年金等収入+合計所得金額」が120万円以下で第1段階以外の方	0.75
第3段階	世帯全員が住民税非課税で第2段階以外の方	0.75
第4段階	本人が住民税非課税（世帯内に住民税課税者有り）で「公的年金等収入+合計所得金額」が80万円以下の方	0.90
第5段階 保険料基準月額 調整中	本人が住民税非課税（世帯内に住民税課税者有り）で第4段階以外の方	1.00
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	1.20
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.30
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.50
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上の方	1.70

資料編

資料編

1. 横瀬町保健福祉審議会条例

2. 横瀬町保健福祉審議会委員名簿

3. 策定経過

4. 用語解説

(奥付)